

第2次始良市障がい者計画
第5期始良市障がい福祉計画
第1期始良市障がい児福祉計画

平成30年3月

鹿児島県始良市

はじめに



本市では、市民一人一人が障害の有無に関わらず、自分らしい生活を送ることができ、お互いに支え合いながら家庭や地域の中で誰もが笑顔で生きていくための「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

この地域包括ケアシステムの実現のために「第2次始良市障がい者計画」「第5期始良市障がい福祉計画」そして「第1期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では「地域社会における共生と社会参加」「障害者差別や権利侵害の禁止と社会的障壁の除去」「障害に対する理解や配慮の促進」「複合的困難な状況に配慮した障害福祉施策の実施」を基本目標とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するための指針や必要なサービスの整備目標等を定めています。

今後、この計画に基づき施策の充実を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご指導、ご協力をいただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

始良市長 筈山 義弘

本計画における「障害」の「害」の字の表記について

昭和24年、国立身体障害者更生指導所設置法・身体障害者福祉法において、「害」の字が採用されたことから、現在は法律については「障害」の表記を使うことが一般的になりました。

しかし「害」という字が害悪などあまり良い印象を与える文字ではなく、社会的価値観の形成を助長するのではないかという声もあり、近年書き方には様々な意見が出されています。

そのような流れも受けて現在の官公庁では「障がい」の表記を用いることが多くなってきました。上記の議論はまだ現時点で決着はついていませんし、それぞれの立場からの意見であることもあり、まだまだ時間のかかる問題だと思います。

しかし近年の法制度は「障害」そのものを中心とするのではなく、障害を持つ「人」の状況から支援の方法を検討していく方向に変わっています。

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

このため本計画書では「害」と「がい」が混在する表記となっています。

参考：

（内閣府）障がい者制度改革推進会議 第26回（H22.11.22）資料2
「障害」の表記に関する検討結果について

平成22年12月17日

（文部科学省）障がい者制度改革推進会議 2「障害」の表記

参考資料1：障害者制度改革の推進のための第二次意見（障がい者制度改革推進会議）

目次

第1部	総論	
第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と目的	1
2.	障害福祉施策に関わる国の動向	2
3.	計画の法的位置づけ	3
4.	対象者	4
5.	計画の期間	4
6.	計画の推進体制	5
7.	他の計画との調和	5
第2章	始良市における障がい者の現状等	6
1.	人口・障がい者数の推移	6
2.	障害福祉サービスの利用状況	16
3.	地域生活支援事業サービスの利用状況	22
4.	障害福祉サービスの整備状況	23
5.	障害児通所支援事業の整備状況	23
6.	地域生活支援事業の整備状況	24
第3章	アンケート結果等からみる主要課題	25
1.	調査の概要	25
2.	障がい者を対象としたアンケート調査結果	26
3.	障がい児の保護者を対象としたアンケート調査結果	35
第2部	第2次始良市障がい者計画	
第1章	計画の基本的な考え方	48
1.	基本理念	48
2.	基本目標	48
3.	各分野別施策の体系	49
第2章	分野別施策	50
1.	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	50
2.	保健・医療の推進	56
3.	教育の振興	60
4.	文化芸術活動・スポーツ等の振興	63
5.	雇用・就業、経済的自立の支援	65
6.	安心・安全な生活環境の整備	68
7.	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	72

8.	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	74
9.	防災、防犯等の推進	76
10.	行政等における配慮の充実	79

第3部 第5期始良市障がい福祉計画

第1章	計画の基本的な考え方	81
1.	基本理念	81
2.	第5期計画の目標値の設定	84
第2章	障害福祉サービスの見込（活動指標）と確保方策	87
1.	本項目の内容と目的	87
(1)	計画相談支援	87
(2)	訪問系サービス	87
(3)	日中活動系サービス	89
(4)	居住系サービス	92
(5)	地域相談支援等	93
第3章	地域生活支援事業の見込量と確保方策	94
1.	地域生活支援事業	94
2.	任意事業	99

第4部 第1期始良市障がい児福祉計画

第1章	計画の基本的な考え方	102
1.	基本理念	102
2.	第1期障がい児福祉計画の目標値の設定	103
第2章	障がい児支援の見込（活動指標）と確保方策	105
第5部	計画の進行管理	
1.	計画の推進体制	110

資料編

資料1	始良市地域自立支援協議会要綱	114
資料2	協議会委員名簿	116

第2次始良市障がい者計画

第5期始良市障がい福祉計画

第 **1** 部

第1期始良市障がい児福祉計画

総論

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

始良市では、始良市総合計画の将来像の一つに「生涯健やかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を設けており、その基本方針を「障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進する」として、障がい者が地域で安心して暮らすための環境整備に努めています。

本市では、平成 24 年 3 月に始良市として最初となる「始良市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」「誰もが平等に暮らせるバリアフリー社会の実現」「人間尊重に根ざした自立生活の展開」を目標として、総合的な取組を進めてきました。

また、平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期始良市障がい福祉計画」においては、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准などに対応した施策を充実するとともに、今後の安定的なサービス利用と障害者支援施設の整備推進に向け、福祉サービスのあり方を検討することを掲げました。

今般、国では発達障害者支援法の改正や、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けるなど、障害者福祉を取り巻く環境は絶えず変化しています。また、地域福祉全体を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」や「地域共生社会の実現」に向けた法改正や提言などが間断なく行われており、障害者福祉にとどまらず、地域福祉全体においても大きく変化していく中、本市が担う役割は重要なものとなってきています。

これらを踏まえ、現行の「始良市障がい者計画」が平成 29 年度末で計画期間を終了することとなることから、国による障害者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた 30 年度を初年度とする新たな「第 2 次始良市障がい者計画」「第 5 期始良市障がい福祉計画」を策定します。併せて、今回「第 1 期始良市障がい児福祉計画」について「第 5 期始良市障がい福祉計画」と一体的に策定し、今後の本市における障害福祉施策の推進を図るための指針とするものとします。

2 障害福祉施策に関わる国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法の成立（平成24年）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年）など、障がいのある人のためのさまざまな制度改革が行われました。これら国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組が進められていく予定です。

年	障害福祉に関わる主な動き
平成18年	「障害者自立支援法」施行 ○ 身体・知的・精神の障害種別に提供されていたサービスを一元化 ○ 利用者負担額の定率化、支援の必要度に関する客観的な尺度の導入等
平成19年	「障害者権利条約」に署名 ○ 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保証、アクセス手段の確保・障害に基づく差別の禁止等。
平成21年	「障害者雇用促進法」改正 ○ 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
平成22年	「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正 ○ 障害者の範囲に発達障害を追加 ○ グループホーム、ケアホーム利用の助成を創設等
平成23年	「障害者基本法」改正 ○ 発達障害、その他の心身機能の障害のある人も障害者として定義 ○ 社会的障壁に対する合理的配慮の義務等
平成24年	「障害者虐待防止法」施行 ○ 障害者に対する虐待の禁止 ○ 虐待が疑われる障害者を発見した場合の通報義務等
平成24年	「障害者総合支援法」制定（平成25年4月、26年4月施行） ○ 社会モデルに基づく理念の具体化、障害の範囲に難病患者等を追加、地域生活支援事業の追加等
平成25年	「障害者優先調達促進法」施行 ○ 国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める等
平成28年	「障害者差別解消法」施行 ○ 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務等

年	障害福祉に関わる主な動き
平成28年	「成年後見制度利用促進法」の施行 ○ 成年後見制度の利用の促進に関する施行を総合的かつ計画的に推進すること等
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○ 障害者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備や子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現等
平成28年	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ○ 発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われること等
平成30年	「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」の施行 ○ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境の整備等

3 計画の法的位置づけ

始良市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

一方、始良市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき定められる「市町村障害福祉計画」にあたり、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。また、本市の目指す将来都市像を定めた「始良市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための「始良市地域福祉計画」とも整合性を図っていくこととします。

《障がい者計画と障がい福祉計画の関係》

始良市障がい者計画

障害者基本法に基づき、障害福祉施策全般に関する基本的な事項を定める計画

始良市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの見込量やサービス確保のための方策などについて定める計画

始良市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や種類ごとの見込量などについて定める計画

4 対象者

障害者基本法第2条第1号において「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、同条第2号において、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

すなわち、本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

5 計画の期間

第2次始良市障がい者計画の期間は、平成30年度から35年度までの6年間とし、「第5期始良市障がい福祉計画」及び「第1期始良市障がい児福祉計画」を包括するものであって、障害福祉サービス等の見込量・確保等については平成30年度から32年度までの3年間をその期間とします。

計画名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	… …	平成 35 年度	
障がい者計画	第1次始良市障がい者計画						第2次始良市障がい者計画					
障がい福祉計画	第3期計画期間		第4期計画期間			第5期計画期間						
障がい児福祉計画							第1期計画期間					

6 計画の推進体制

本計画の策定にあたっては、関係団体や学識経験者及び市民等の意見を広く求めるために設置した「始良市地域自立支援協議会」において、障がい者福祉計画に係る重要事項の検討を行いました。

さらに、障害者手帳所持者、療育を必要とする保護者及びサービス提供事業所並びに関係福祉団体においてもアンケート調査を実施し、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

7 他の計画との調和

本計画は、その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めた計画はもちろんのこと、市の上位計画である始良市総合計画との整合を図りながら策定しました。



第2章 始良市における障がい者の現状等

1 人口・障がい者数の推移

(1) 人口の推移

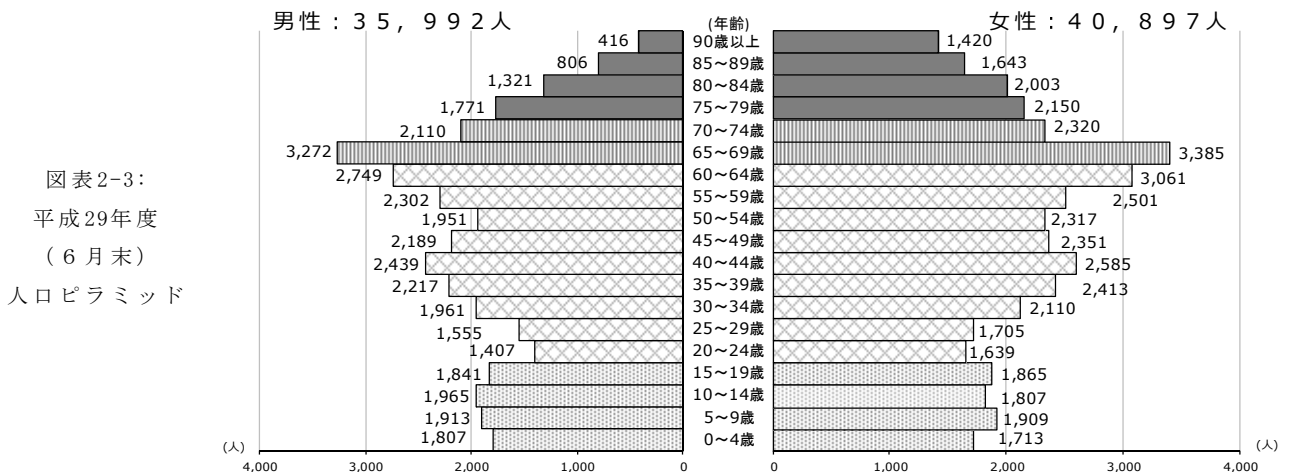
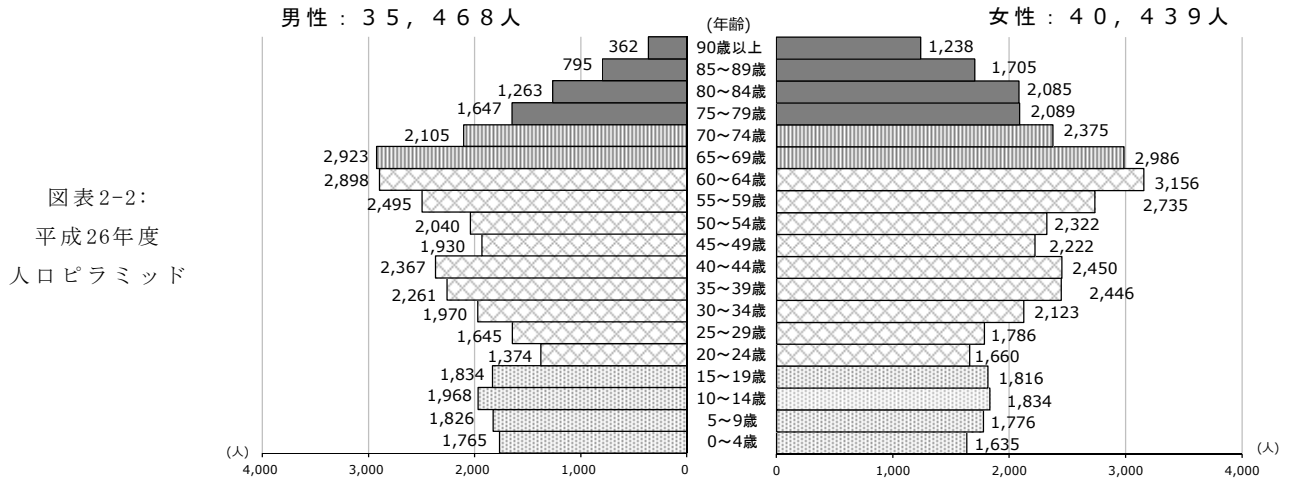
本市の人口は、平成29年6月30日現在で、76,889人であり、26年の75,907人に比べ、3年間で982人増加しています。(図表2-1)

平成27年度の国勢調査において、日本全国の8割を超える市町村が人口減となっている中で、人口が増加しているのが本市の大きな特徴の一つとなっています。

図表2-1: 総人口及び年齢別人口

	(単位:人)			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満人口	13,110	13,321	13,465	13,514
18歳～64歳人口	41,224	40,890	40,544	40,758
65歳以上人口	21,573	22,064	22,525	22,617
総人口	75,907	76,275	76,534	76,889

○始良市住民基本台帳統計表より抽出



(2) 障がい者数の推移

ア 全体

本市の障がい者数について、障害別に見ると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、平成26年以降ほぼ4,000人台で推移しています。

〈図表2-4〉

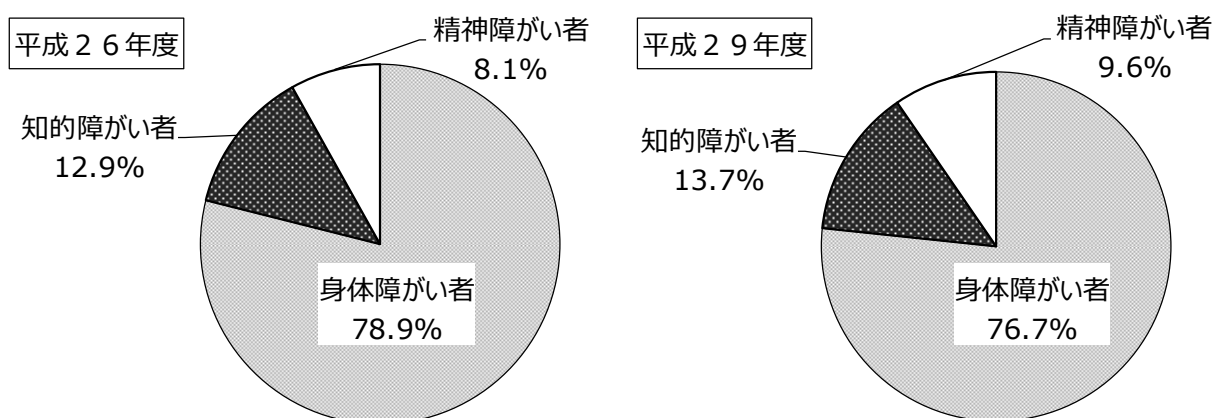
知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成26年度671人から29年度718人に増加、また精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は26年度422人から501人に増加しています。

図表2-4:年度別各障害者手帳所持者数の推移

(単位:人,%)

手帳所持者数	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手帳所持者総数		5,185	5,193	5,192	5,230
身体障害者手帳		4,092	4,030	3,987	4,011
	総人口に対する割合	5.4	5.3	5.2	5.2
療育手帳		671	691	716	718
	総人口に対する割合	0.9	0.9	0.9	0.9
精神障害者保健福祉手帳		422	472	489	501
	総人口に対する割合	0.6	0.6	0.6	0.7

図表2-5:障がい種別構成比の推移



イ 身体障がい者

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数（図表2-6）は年度によって増減はあるものの、等級別の推移を見ると、平成26年度と比べ29年6月現在で4級が47人増加していますが、その他の級は横ばい、もしくは減少傾向が見られます。中でも人数の最も多い1級では96人減少しています。

また、65歳以上及び障がい児に着目してみると、65歳以上において、4級を占める割合が最も多く、8割以上となっています。また、6級については平成26年度以降の増加が大きく、約1割弱の増加が見られます。

障がい児については1級が3.5%と最も高く、最も低い4級では0.3%で等級別においても大きな変化は見られません。

図表2-6:等級別身体障がい者（児）数

(単位:人、%)

等級	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%
1級	障がい児	52	3.9	49	3.9	44	3.6	43	3.5
	障がい者	1,268	96.1	1,219	96.1	1,175	96.4	1,181	96.5
	65歳以上(再掲)	914	69.1	876	69.1	840	68.9	842	68.8
	計	1,320	31.5	1,268	31.5	1,219	30.6	1,224	30.5
2級	障がい児	16	2.6	17	2.6	20	3.1	20	3.1
	障がい者	661	97.4	643	97.4	627	96.9	627	96.9
	65歳以上(再掲)	450	67.9	448	67.9	441	68.2	438	67.7
	計	677	16.4	660	16.4	647	16.2	647	16.1
3級	障がい児	13	1.8	13	1.8	12	1.7	12	1.7
	障がい者	718	98.2	691	98.2	690	98.3	697	98.3
	65歳以上(再掲)	555	77	542	77	550	78.3	555	78.3
	計	731	17.5	704	17.5	702	17.6	709	17.7
4級	障がい児	3	0.3	3	0.3	3	0.3	3	0.3
	障がい者	894	99.7	920	99.7	929	99.7	941	99.7
	65歳以上(再掲)	683	78.7	726	78.7	752	80.7	760	80.5
	計	897	22.9	923	22.9	932	23.4	944	23.5
5級	障がい児	5	2.3	5	2.3	5	2.3	5	2.2
	障がい者	202	97.7	210	97.7	217	97.7	218	97.8
	65歳以上(再掲)	128	61.9	133	61.9	141	63.5	143	64.1
	計	207	5.3	215	5.3	222	5.6	223	5.6
6級	障がい児	5	1.9	5	1.9	6	2.3	6	2.3
	障がい者	255	98.1	255	98.1	259	97.7	258	97.7
	65歳以上(再掲)	202	78.1	203	78.1	209	78.9	206	78
	計	260	6.5	260	6.5	265	6.6	264	6.6
合計	障がい児	94	2.3	92	2.3	90	2.3	89	2.2
	障がい者	3,998	97.7	3,938	97.7	3,897	97.7	3,922	97.8
	65歳以上(再掲)	2,932	72.7	2,928	72.7	2,933	73.6	2,944	73.4
	計	4,092	100.0	4,030	100.0	3,987	100.0	4,011	100.0

身体障害者手帳所持者の推移を障害種別（図表2-7）で見ると、平成29年6月現在で4,011人であり、26年の4,092人と比較して81人の減少となっています。また、全ての種別において65歳以上が7割以上を占めています。中でも聴覚障害では8割以上が65歳以上となっています。障がい児の障害種別では大きな変化は見られません。

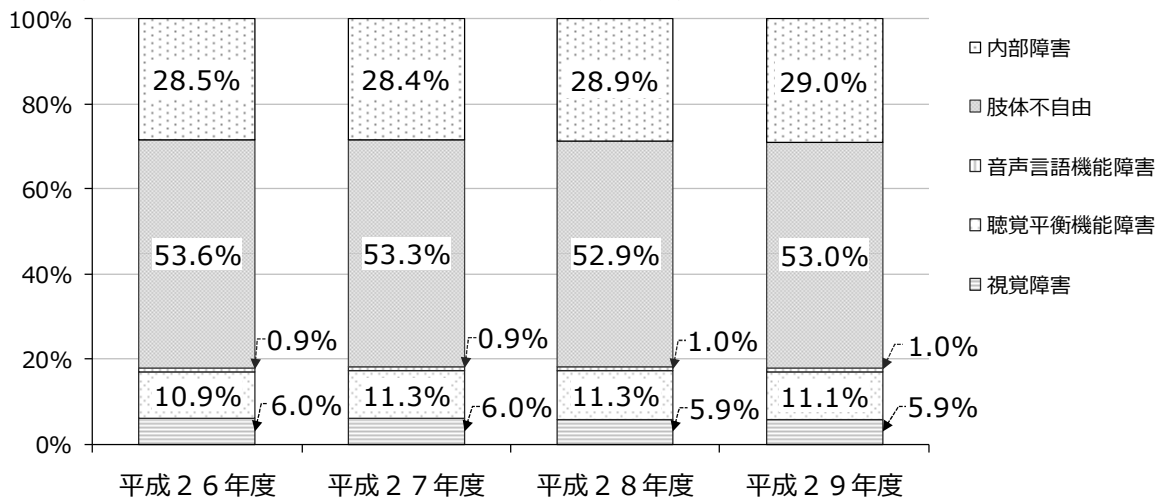
図表2-7:障害種別身体障がい者（児）数

(単位:人、%)

種別	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障害	障がい児	3	1.2	3	1.2	3	1.3	3	1.3
	障がい者	243	98.8	238	98.8	231	98.7	232	98.7
	65歳以上(再掲)	185	75.2	180	74.7	178	76.1	178	75.7
	計	246	6.0	241	6.0	234	5.9	235	5.7
聴覚障害	障がい児	10	2.2	10	2.2	12	2.7	11	2.5
	障がい者	438	97.8	447	97.8	440	97.3	436	97.5
	65歳以上(再掲)	357	79.7	374	81.8	367	81.2	362	81.0
	計	448	10.9	457	11.3	452	11.3	447	11.1
言語障害	障がい児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	障がい者	38	100.0	37	100.0	39	100.0	40	100.0
	65歳以上(再掲)	25	65.8	25	67.6	28	71.8	28	70.0
	計	38	0.9	37	0.9	39	1.0	40	1.0
肢体不自由	障がい児	65	3.0	63	2.9	60	2.8	60	2.8
	障がい者	2,130	97.0	2,086	97.1	2,050	97.2	2,066	97.2
	65歳以上(再掲)	1,514	69.0	1,494	69.5	1,488	70.5	1,501	70.6
	計	2,195	53.6	2,149	53.3	2,110	52.9	2,126	53.0
内部障害	障がい児	16	1.4	16	1.4	15	1.3	15	1.3
	障がい者	1,149	98.6	1,130	98.6	1,137	98.7	1,148	98.7
	65歳以上(再掲)	851	73.0	855	74.6	872	75.7	875	75.2
	計	1,165	28.5	1,146	28.4	1,152	28.9	1,163	29.0
合計	障がい児	94	2.3	92	2.3	90	2.3	89	2.2
	障がい者	3,998	97.7	3,938	97.7	3,897	97.7	3,922	97.8
	65歳以上(再掲)	2,932	71.7	2,928	72.7	2,933	73.6	2,944	73.4
	計	4,092	100.0	4,030	100.0	3,987	100.0	4,011	100.0

身体障害者手帳所持者数の構成割合の推移（図表2-8）を見ると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。

図表2-8：障害種別身体障がい者（児）数の構成割合の推移（障害種別）

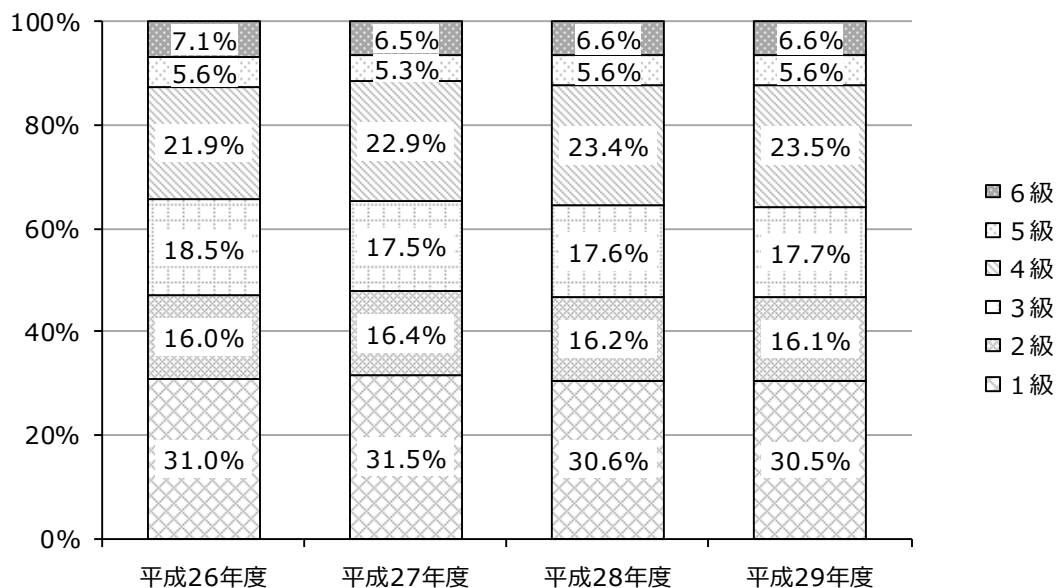


図表2-9：等級別障害種別身体障がい者数（平成29年6月現在）

（単位：人）

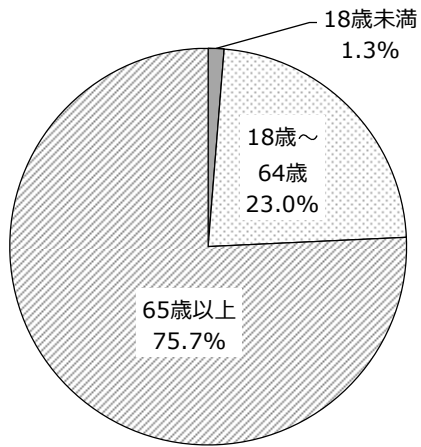
種別 等級	総数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
1級	1,224	91	6	3	516	608
2級	647	77	101	5	452	12
3級	709	10	46	22	369	262
4級	944	13	145	10	495	281
5級	223	31	0	0	192	0
6級	264	13	149	0	102	0
合計	4,011	235	447	40	2,126	1,163

図表2-10：等級別身体障がい者（児）数（構成比）

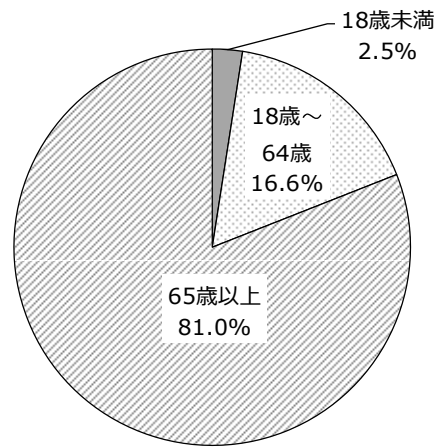


図表2-11:障害種別年齢区分構成比 (平成29年度分)

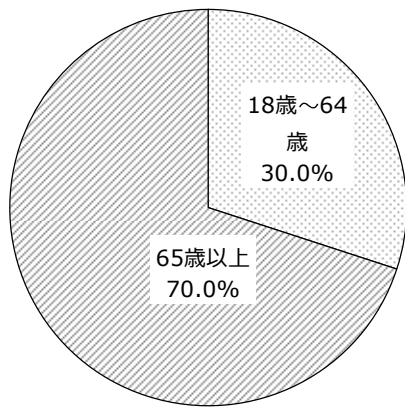
視覚障害



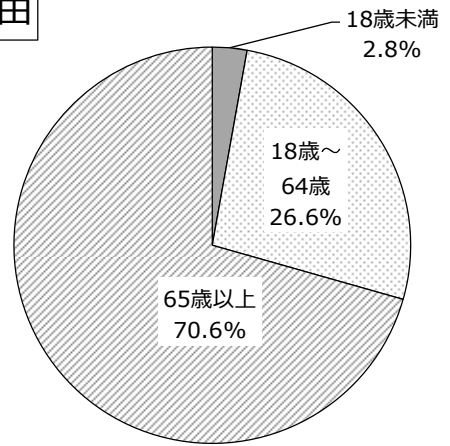
聴覚平衡機能障害



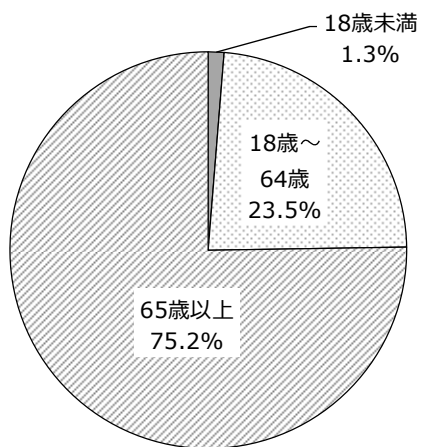
音声言語機能障害



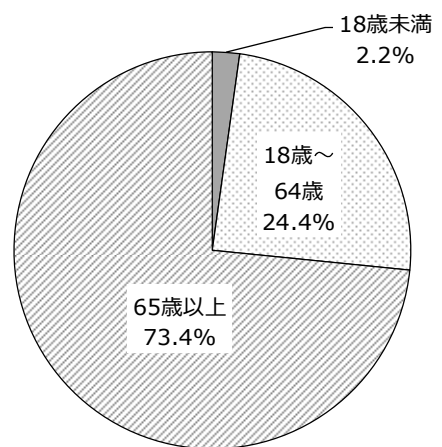
肢体不自由



内部障害



合計



ウ 知的障がい者

知的障がい者（療育手帳所持者）数の推移（図表2-12）を見ると、平成29年6月現在で718人であり、26年の671人と比較して47人の増加となっています。

平成26年度以降、重度の知的障がい者数では横ばい状態が続いており、中度・軽度の知的障がい者数における増加のほうが大きくなっています。単年度ごとの変化を見た場合に大きな増減は見られませんが、障がい児のB2について26年度と29年度を比較すると22人の増加が見られます。

なお、65歳以上はどの級にも大きな変化はなく、横ばい状態が続いています。

図表2-12:療育手帳所持者数の推移

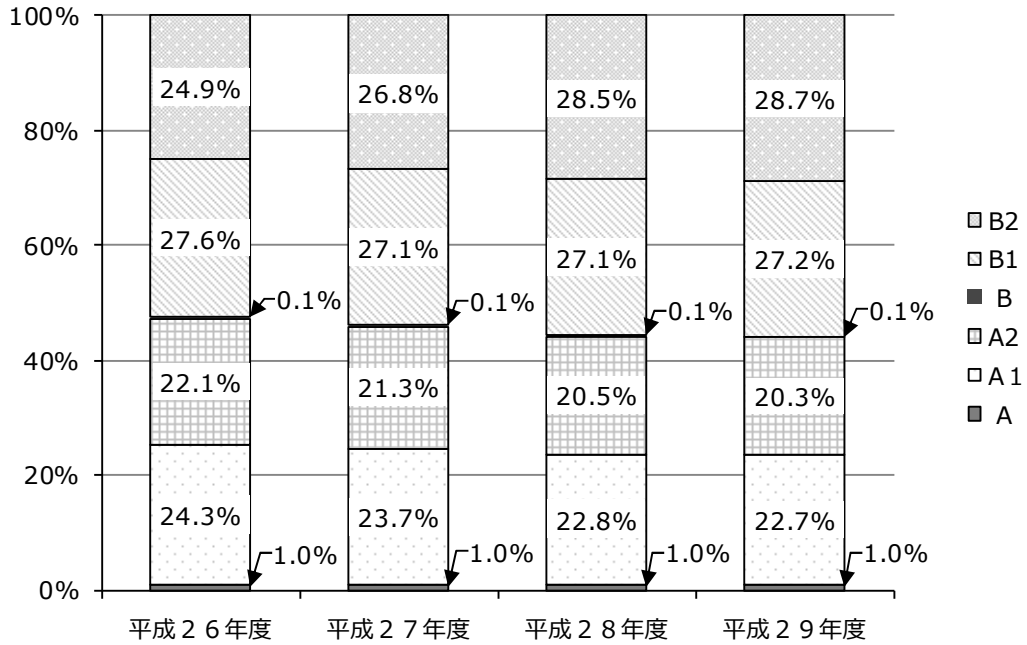
(単位:人)

等級		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 重度	障がい児		0	0	0	0
	障がい者		7	7	7	7
	65歳以上(再掲)		3	3	3	3
	計		7	7	7	7
A1 重度	障がい児		31	32	29	28
	障がい者		132	132	134	135
	65歳以上(再掲)		18	18	18	18
	計		163	164	163	163
A2 重度	障がい児		31	31	31	30
	障がい者		117	116	116	116
	65歳以上(再掲)		20	20	24	24
	計		148	147	147	146
B 中度	障がい児		0	0	0	0
	障がい者		1	1	1	1
	65歳以上(再掲)		1	1	1	1
	計		1	1	1	1
B1 中度	児		28	28	29	29
	者		157	159	165	166
	65歳以上(再掲)		27	31	33	34
	計		185	187	194	195
B2 軽度	障がい児		58	65	78	80
	障がい者		109	120	126	126
	65歳以上(再掲)		4	5	5	5
	計		167	185	204	206
合計	障がい児		148	156	167	167
	障がい者		523	535	549	551
	65歳以上(再掲)		73	78	84	85
	計		671	691	716	718

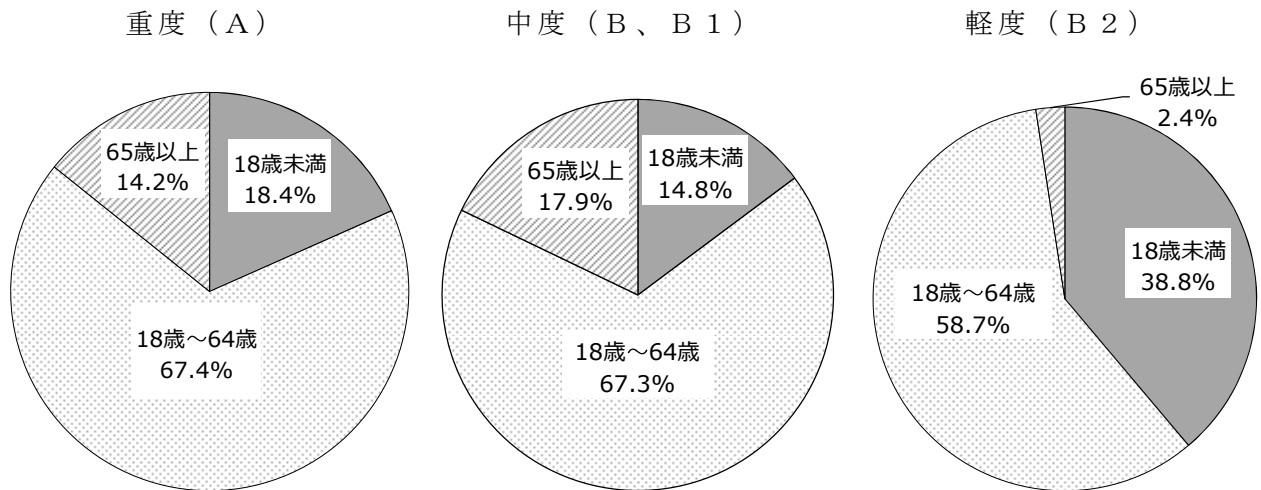
(注)等級のA(重度)は、知能指数がおおむね35以下(身体障害1～3級と重複している場合は50以下)、それ以外はBとされています。

療育手帳所持者数の構成割合の推移（図表2-13）について、全体をみた場合 B 2 の割合が最も多く、全体の約 3 割を占めています。

図表2-13:療育手帳所持者数の構成割合の推移



図表2-14:療育手帳所持者の年齢区分・等級別構成割合



エ 精神障がい者

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数<図表2-15>は、全体では平成26年度が422人で、29年度には501人と79人の増加となっています。

平成27年度から加わった「手帳所持者のうち65歳以上」の項目では、最も多くの割合を占めているのが1級で、27年度、28年度は85%でしたが、29年度は71%と減少しています。2、3級においては年々減少傾向が見られます。全体を占める割合についても、平成27年度は36%、29年度では32%へと減少しています。

図表2-15:精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

(単位:人)

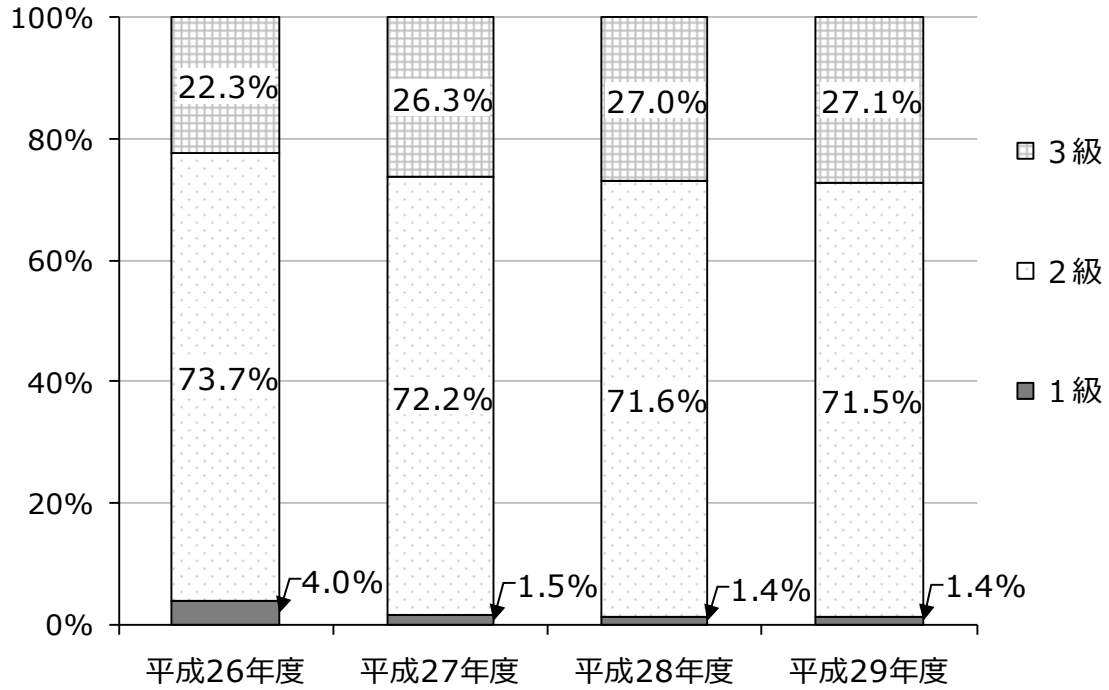
年度 等級	第3期			第4期					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
				手帳所持者	左記のうち 65歳以上	手帳所持者	左記のうち 65歳以上	手帳所持者	左記のうち 65歳以上
1級	21	18	17	7 (10)	6 (10)	7 (11)	6 (11)	7 (12)	5 (12)
2級	302	289	311	341 (47)	61 (47)	350 (79)	64 (79)	358 (84)	60 (84)
3級	104	101	94	124 (17)	19 (17)	132 (26)	17 (26)	136 (28)	17 (28)
合計	427	408	422	472 (74)	86 (74)	489 (116)	87 (116)	501 (122)	82 (122)

(注) 第3期までは、更新がない方も含まれた数値

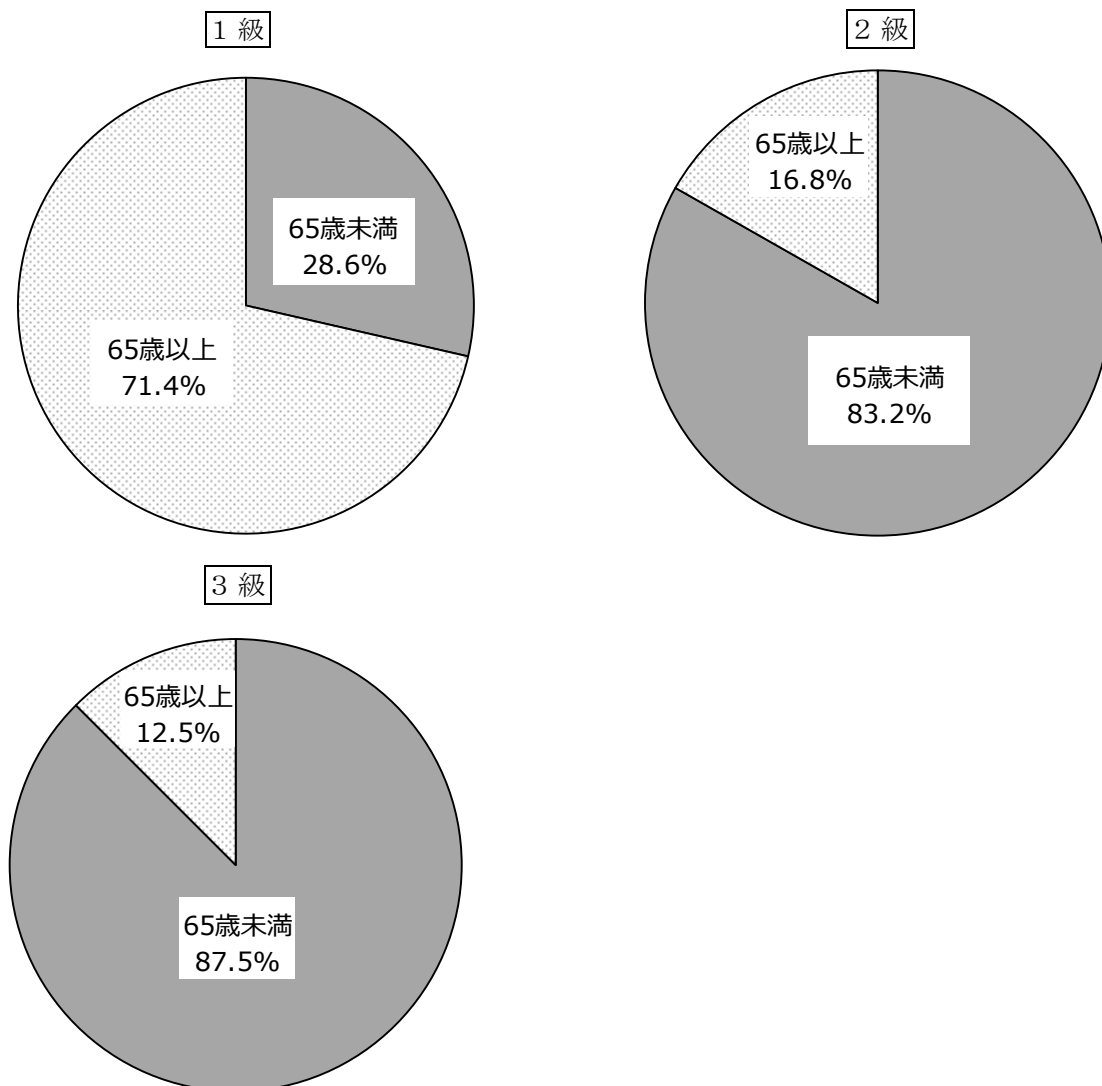
(注) 第4期計画の()内は手帳交付を受けたことがあるが更新していない方の数値
(合計値には含まれていません)



図表2-16:精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成割合の推移（等級別）



図表2-17:精神障害者保健福祉手帳所持者数のうち65歳未満と65歳以上の構成



2 障害福祉サービスの利用状況

福祉サービスの利用状況については、利用件数〈図表2-18〉に大きな変化はありませんが、利用延日数〈図表2-19〉については半数近くのサービスが大きく増加しています。

その中でも居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスは、利用件数に大きな変化はありませんが、利用実日数は微増傾向にあり、一人当たりの利用日数が増えていることが想定されます。日中活動系サービスにおいては、生活介護、自立訓練（機能・生活訓練）の利用件数、利用実日数ともに減少しています。

一方、就労継続支援A型、B型については大きな増加傾向が見られます。これは、利用者が急増していることがその背景にあり、それに比例して、事業所数も平成27年度以降急増しています。障がい者の生きがいと働く場の充実化が図れている、という良い傾向にありますが、これから先は一般就労への移行に向けた取組のあり方を検討しなければならない時期にきています。

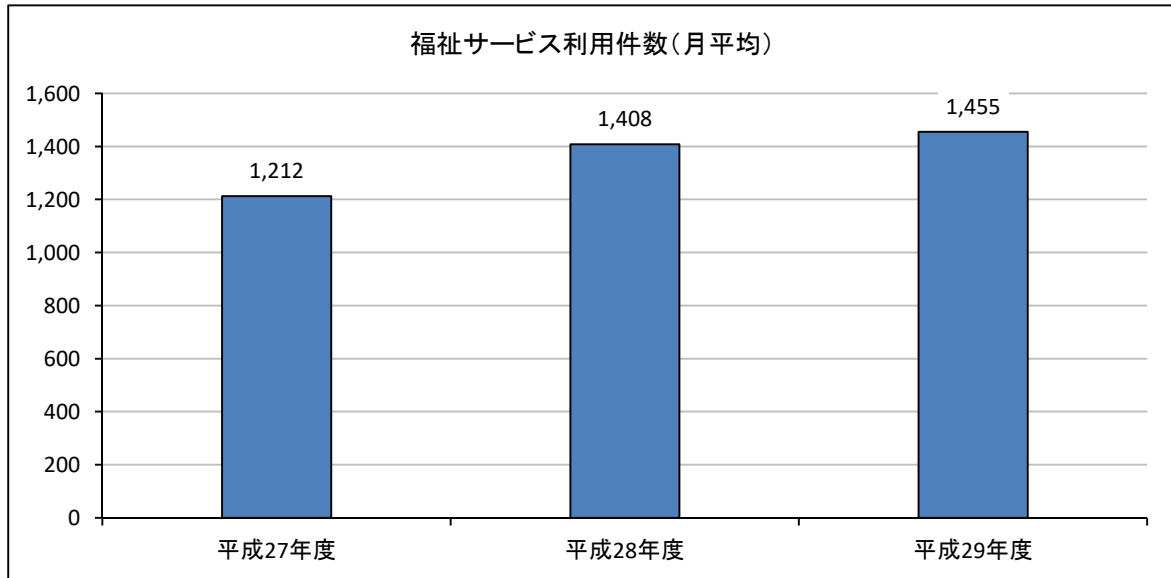
居住系サービスに関しては、グループホームの利用者がわずかですが年々増加してきています。施設入所支援の利用者は、わずかながら減少傾向が見られます。これは、地域で生活する障がい者の方々が増えてきている結果として評価することができます。

児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援は、当初の計画を大幅に上回り、実績も急増しています。療育を必要とする子どもの特性に関する情報が、マスコミやICTなどの媒体を通じて入りやすくなったことで、早期に対応をとる保護者が増えていることがその背景にあると考えることができます。利用者の急増とともに事業所数が平成26年度と比較して、3倍増加しています。



■ 福祉サービス利用件数（月平均） ■

図表2-18:福祉サービス利用件数



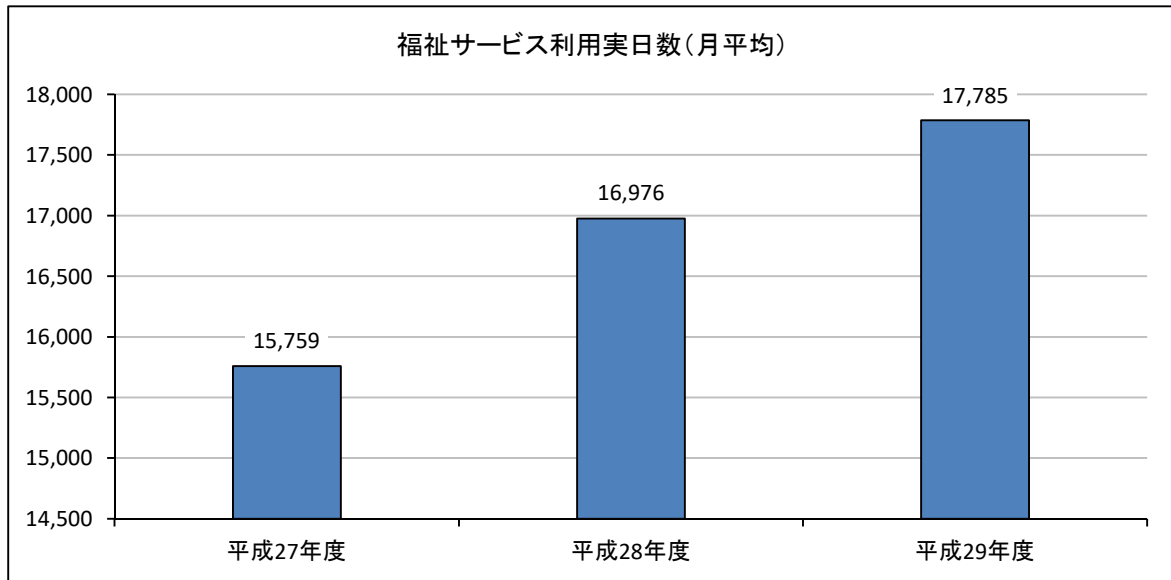
(単位：人)

種 類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	68	70	73	72	78	70
重度訪問介護	6	7	7	7	8	5
行動援護	2	1	2	2	3	2
同行援護	5	7	6	7	7	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	208	198	216	201	223	181
自立訓練（機能訓練）	2	4	3	3	3	1
自立訓練（生活訓練）	21	4	22	3	23	3
就労移行支援	34	15	39	16	45	16
就労継続支援A型	30	58	35	74	40	79
就労継続支援B型	136	179	148	194	160	188
療養介護	32	29	33	28	34	27
短期入所（福祉型）	33	26	37	30	41	31
短期入所（医療型）		1		3		4
共同生活援助（グループホーム）	64	69	69	73	72	74
施設入所支援	114	111	112	109	110	109
計画相談支援	129	92	136	98	143	101
地域移行支援	2	1	2	1	2	1
地域定着支援	2	1	3	1	4	1
児童発達支援	71	120	83	201	97	215
放課後等デイサービス	94	183	103	231	113	257
保育所等訪問支援	5	1	6	0	7	7
障害児相談支援	33	35	41	54	50	75
合 計	1,091	1,212	1,176	1,408	1,263	1,455

※平成29年度については6月までの実績を踏まえた見込

■ 福祉サービス利用実日数（月平均） ■

図表2-19:福祉サービスの利用実日数



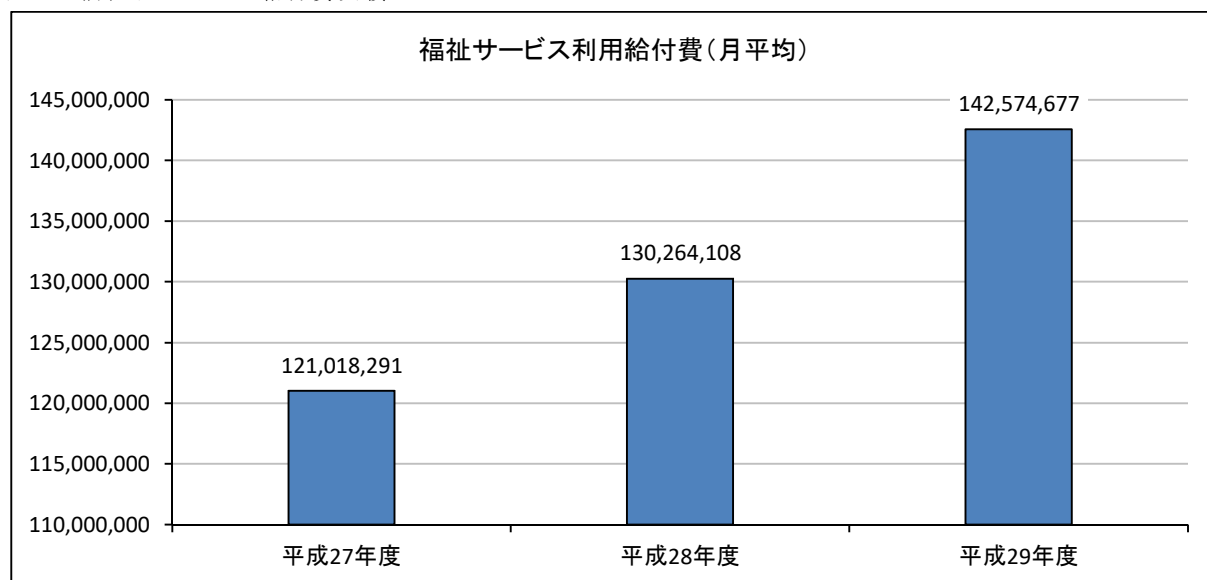
(単位：日)

種 類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	1,029	824	1,057	842	1,084	1,032
重度訪問介護	1,007	1,684	1,023	1,687	1,040	2,043
行動援護	4	3	5	18	6	45
同行援護	79	87	96	95	113	87
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	3,695	3,774	3,775	3,524	3,844	3,599
自立訓練（機能訓練）	24	39	26	34	28	14
自立訓練（生活訓練）	390	126	408	38	427	9
就労移行支援	639	282	714	313	804	297
就労継続支援A型	450	1,238	525	1,532	600	1,480
就労継続支援B型	2,385	3,123	2,580	3,492	2,775	3,073
療養介護	32	345	33	334	34	324
短期入所（福祉型）	146	215	151	176	156	171
短期入所（医療型）		6		19		21
共同生活援助（グループホーム）	64	69	69	73	72	74
施設入所支援	114	111	112	109	110	109
計画相談支援	129	1,108	136	1,173	143	1,224
地域移行支援	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	2	9	3	11	4	9
児童発達支援	511	842	597	1,103	698	1,218
放課後等デイサービス	839	1,459	919	1,758	1,008	1,956
保育所等訪問支援	24	1	36	0	48	100
障害児相談支援	33	414	41	645	50	900
合 計	11,598	15,759	12,308	16,976	13,046	17,785

※平成29年度については6月までの実績を踏まえた見込

■ 福祉サービス利用給付費（月平均） ■

図表2-20:福祉サービスの給付費実績



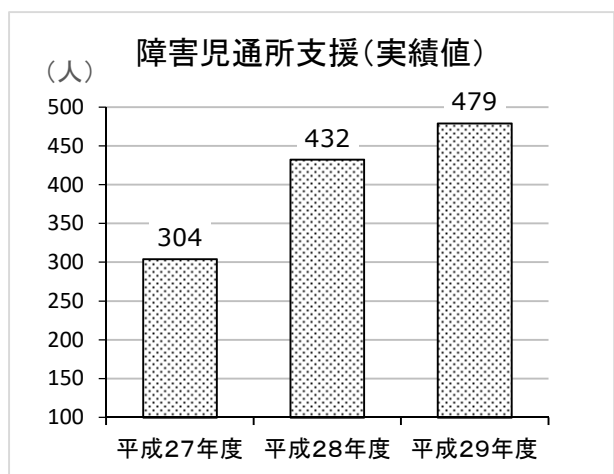
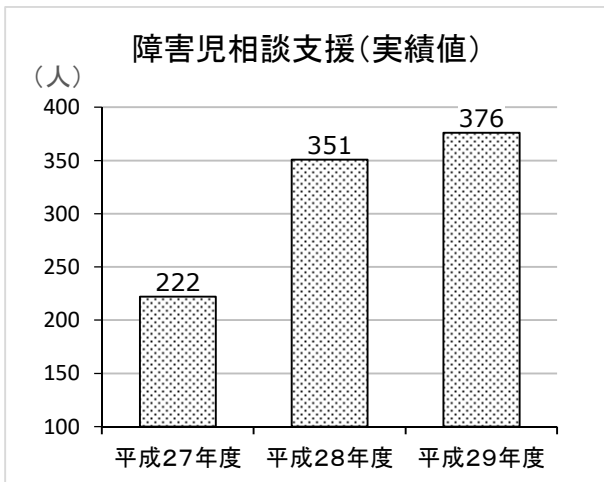
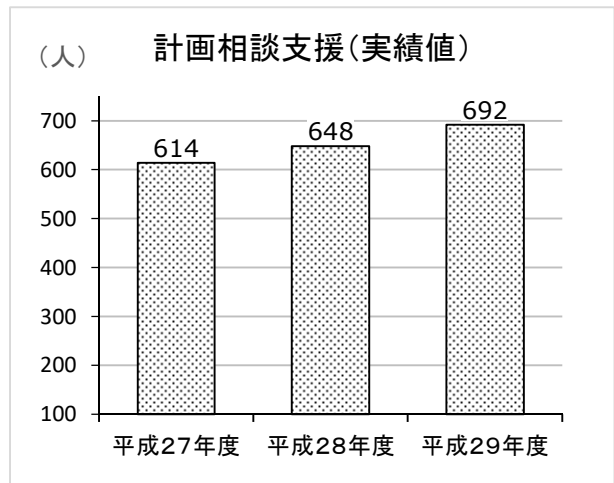
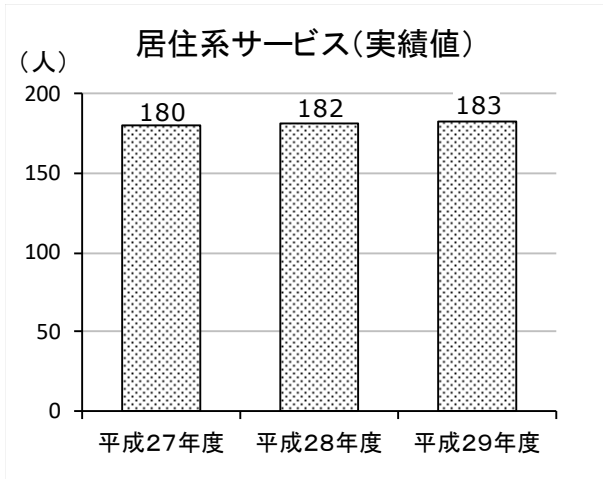
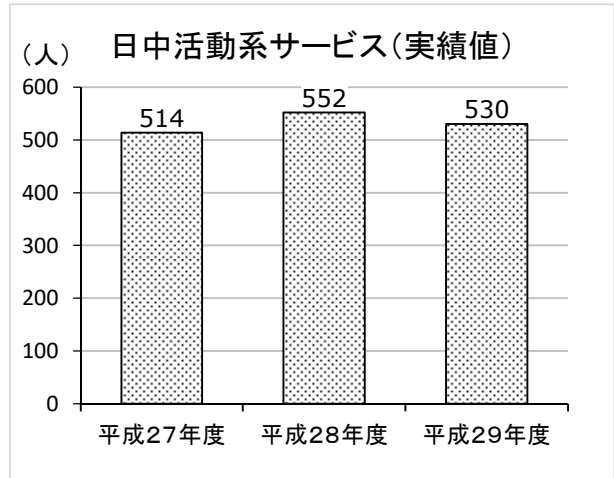
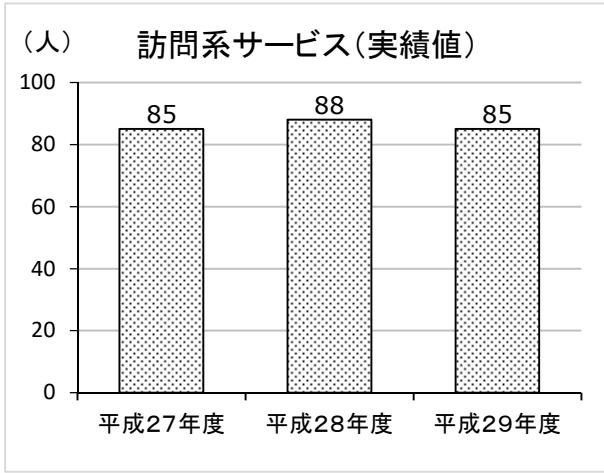
(単位：円)

種 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	3,014,893	3,075,769	4,302,975
重度訪問介護	5,007,135	5,212,993	6,964,250
行動援護	17,347	79,685	166,214
同行援護	160,223	186,158	217,202
重度障害者等包括支援	0	0	0
生活介護	33,370,044	33,785,616	36,909,383
自立訓練（機能訓練）	244,615	215,811	7,956
自立訓練（生活訓練）	512,080	267,702	201,540
就労移行支援	2,215,677	2,482,796	2,788,603
就労継続支援A型	6,671,786	8,395,072	9,355,743
就労継続支援B型	20,160,928	22,046,843	21,914,701
療養介護	7,296,575	7,078,958	6,932,570
短期入所	1,471,214	1,751,777	2,251,748
共同生活援助（グループホーム）	6,466,777	6,857,086	7,358,331
施設入所支援	12,282,075	11,830,206	12,158,120
計画相談支援	1,393,742	1,461,538	1,538,643
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	18,121	14,463	2,603
児童発達支援	387,847	10,547,430	11,870,387
放課後等デイサービス	12,122,221	14,087,113	16,277,945
保育所等訪問支援	391	222	78,659
障害児相談支援	8,204,602	886,872	1,277,105
合 計	121,018,291	130,264,108	142,574,677

※平成29年度については6月までの実績を踏まえた見込

■ 福祉サービス類型別実績値 ■

図表2-21:福祉サービス類型別実績値



■ 福祉サービス類型別実績値 ■

図表2-22:福祉サービス類型別実績値

サービス類型	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス実績値		85	88	85
居宅介護		70	72	70
重度訪問介護		7	7	5
行動援護		1	2	2
同行援護		7	7	8
重度障害者等包括支援		0	0	0
日中活動系サービス実績値		514	552	530
生活介護		198	201	181
自立訓練（機能訓練）		4	3	1
自立訓練（生活訓練）		4	3	3
就労移行支援		15	16	16
就労継続支援A型		58	74	79
就労継続支援B型		179	194	188
療養介護		29	28	27
短期入所（福祉型）		26	30	31
短期入所（医療型）		1	3	4
居住系サービス実績値		180	182	183
共同生活援助（グループホーム）		69	73	74
施設入所支援		111	109	109
計画相談支援実績値		614	648	692
計画相談支援		614	648	692
障害児通所支援実績値		304	432	479
児童発達支援		120	201	215
放課後等デイサービス		183	231	257
保育所等訪問支援		1	0	7
障害児相談支援実績値		222	351	376
障害児相談支援		222	351	376
福祉サービス実績値合計		1,919	2,253	2,345

3 地域生活支援事業サービスの利用状況

図表2-23:地域生活支援事業サービスの計画と実績

事業名	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業	障がい者相談支援事業 (か所)	9	8	10	8	11	8
	基幹相談支援センター等機能強化事業 (か所)	1	0	1	0	1	0
	相談者数		858		1,345		1,400
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業 (人)	1	1	1	1	1	1
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 利用者数 (人/年)	20	25	22	30	24	70
	要約筆記者派遣事業 利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	5
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支給用具 (件/年)	7	13	9	7	11	9
	②自立生活支援用具 (件/年)	18	16	20	13	22	14
	③在宅療養等支援用具 (件/年)	20	18	22	15	25	18
	④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	25	24	30	21	35	22
	⑤排泄管理支援用具 (件/年)	2,300	2,300	2,350	2,484	2,400	2,558
	⑥居宅生活動作補助用具 (件/年)	15	5	20	3	25	6
移動支援事業	移動支援事業 (か所)	15	17	15	17	15	18
	(人/年)	180	91	190	117	200	112
	(時間/年)	1,800	938	1,900	1,032	2,000	900
地域活動支援センター機能強化事業	①基礎的事業 (か所)	9	11	9	11	9	11
	(人/年)	415	367	430	391	430	400
	②機能強化事業 (か所)	1	1	1	1	1	1

図表2-24:任意事業の計画と実績

事業名	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	日中一時支援事業 (か所)	24	23	25	25	25	25
	(人/年)	830	723	875	761	920	770
	(日/年)		3,609		3,668		3,800
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業 (か所)	1	1	1	1	1	1
	(人/年)	138	95	151	89	165	96
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	自動車免許取得・自動車改造費助成事業	5	10	6	3	7	4
更生訓練費給付事業	更生訓練費給付事業 (人/年)	530	223	540	175	550	180

4 障害福祉サービスの整備状況

サービス	平成29年 11月現在	平成26年 11月現在	増減
居宅介護（ホームヘルプサービス）	8	10	▲2
重度訪問介護	8	10	▲2
行動援護	1	1	—
同行援護	4	4	—
生活介護	8	8	—
療養介護	1	1	—
短期入所	3	3	—
施設入所支援	3	3	—
重度障害者等包括支援	0	0	—
自立訓練（機能訓練）	0	1	▲1
自立訓練（生活訓練）	1	3	▲2
宿泊型自立訓練	0	0	—
就労移行支援	3	4	▲1
就労継続支援 A型	8	6	2
就労継続支援 B型	13	11	2
共同生活援助（グループホーム）	6	6	—
地域移行支援	1	1	—
地域定着支援	1	1	—
指定特定相談支援	8	6	2
計	77	79	▲2

5 障害児通所支援事業の整備状況

サービス	平成29年 11月現在	平成26年 11月現在	増減
児童発達支援	11	6	5
放課後等デイサービス	10	6	4
保育所等訪問支援	2	2	—
指定障害児相談支援	4	1	3
計	27	15	12

6 地域生活支援事業の整備状況

サービス	平成29年 11月現在	平成26年 11月現在	増減
相談支援	4	4	－
地域活動支援センター	4	4	－
日中一時支援	9	6	3
移動支援	8	10	▲2
訪問入浴	1	2	▲1
計	26	26	－



第3章 アンケート結果等からみる主要課題

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「始良市障がい者計画」「第4期始良市障がい福祉計画」の見直しと、「第2次始良市障がい者計画」「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の策定の基礎資料とするため、障がい者（児）を取り巻く状況や障害福祉サービスの利用などに係るニーズを把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査時期

平成29年8月

(3) 調査対象

始良市に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の各保持者及び「発達障がい」等を持つ児童の保護者

(4) 調査方法

郵送による発送・回収

(5) 調査票配布・回収数

18歳以上の障害福祉サービスを利用する方

調査票配布数 897人

回収数 383人

回収率 42.7%

児童の保護者用

調査票配布数 103人

回収数 60人

回収率 58.3%

(6) 集計上の留意点

集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。

2 障がい者を対象としたアンケート調査結果

(1) 障がい者の医療について

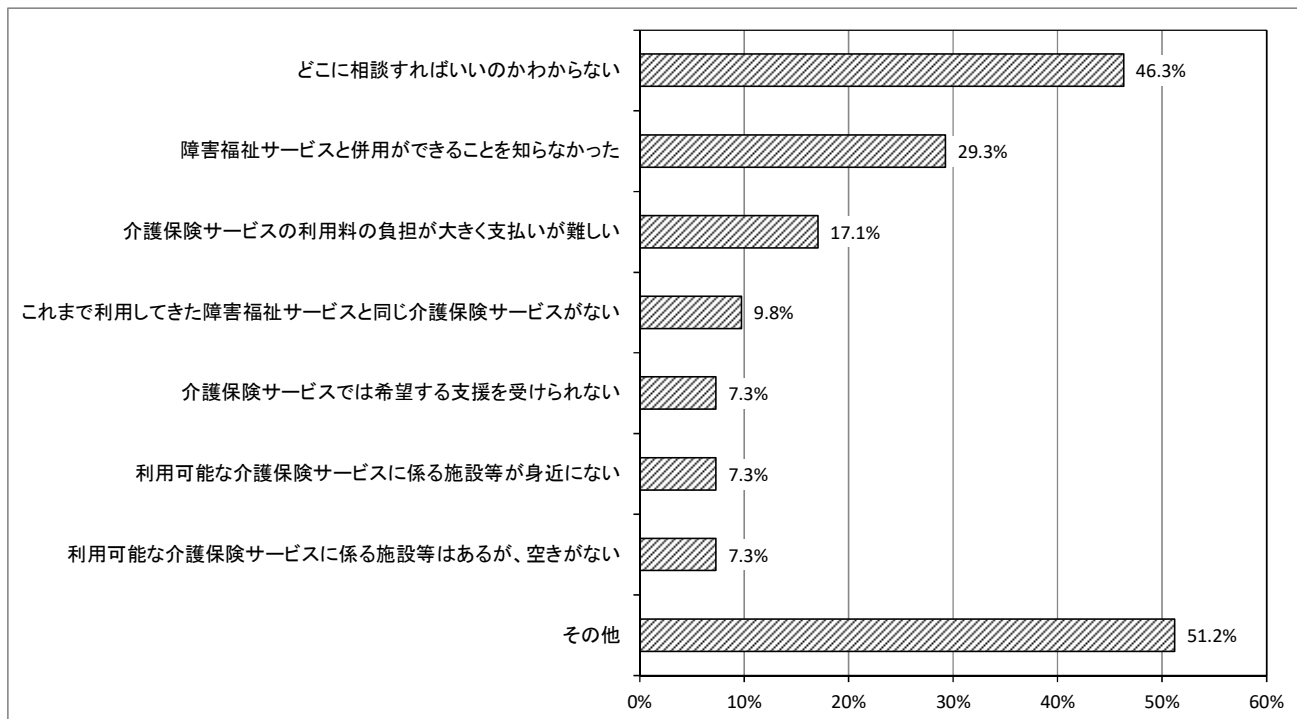
障がい者が「医療」において困っていることでは、「どこに相談すればいいのかわからない」が46.3%と最も高く、次いで「障害福祉サービスと併用ができることを知らなかった」が29.3%、「介護保険サービスの利用料の負担が大きく支払いが難しい」が29.3%の順となっています。

障がい者が相談できる場所を知らないことや、サービスの併用について知らないなど、医療に関わる情報の入手が難しい状況であることが分かります。

【調査結果に基づいた施策】

医療制度に関する相談ができる窓口として市役所内にある関係部署のほか、県難病相談支援センター、県発達障害者支援センターなどに関する情報を市ホームページや広報紙等の情報媒体を活用して周知する施策を検討します。(掲載先：P 51、56～59)

■ 医療について困っていること



(2) 障がい者の仕事について

障がい者の「仕事における不安・不満・必要としている配慮」は、「職場の人間関係が難しい」が29.1%と最も高く、次いで「収入が少ない」が24.4%、「仕事がつい」が9.3%、「人の支援や応援」が9.3%等の順となっています。

また、障がい者が企業などで働くために重要と思うことについては、「身体の状態や年齢により働くことが難しい」が27.7%と最も高く、次いで「企業、上司、同僚の理解」が15.4%、「給料が充実していること」が13.6%、「障害特性に配慮した職場環境の整備」が12.3%、「健康管理等の支援」が11.7%等の順となっています。

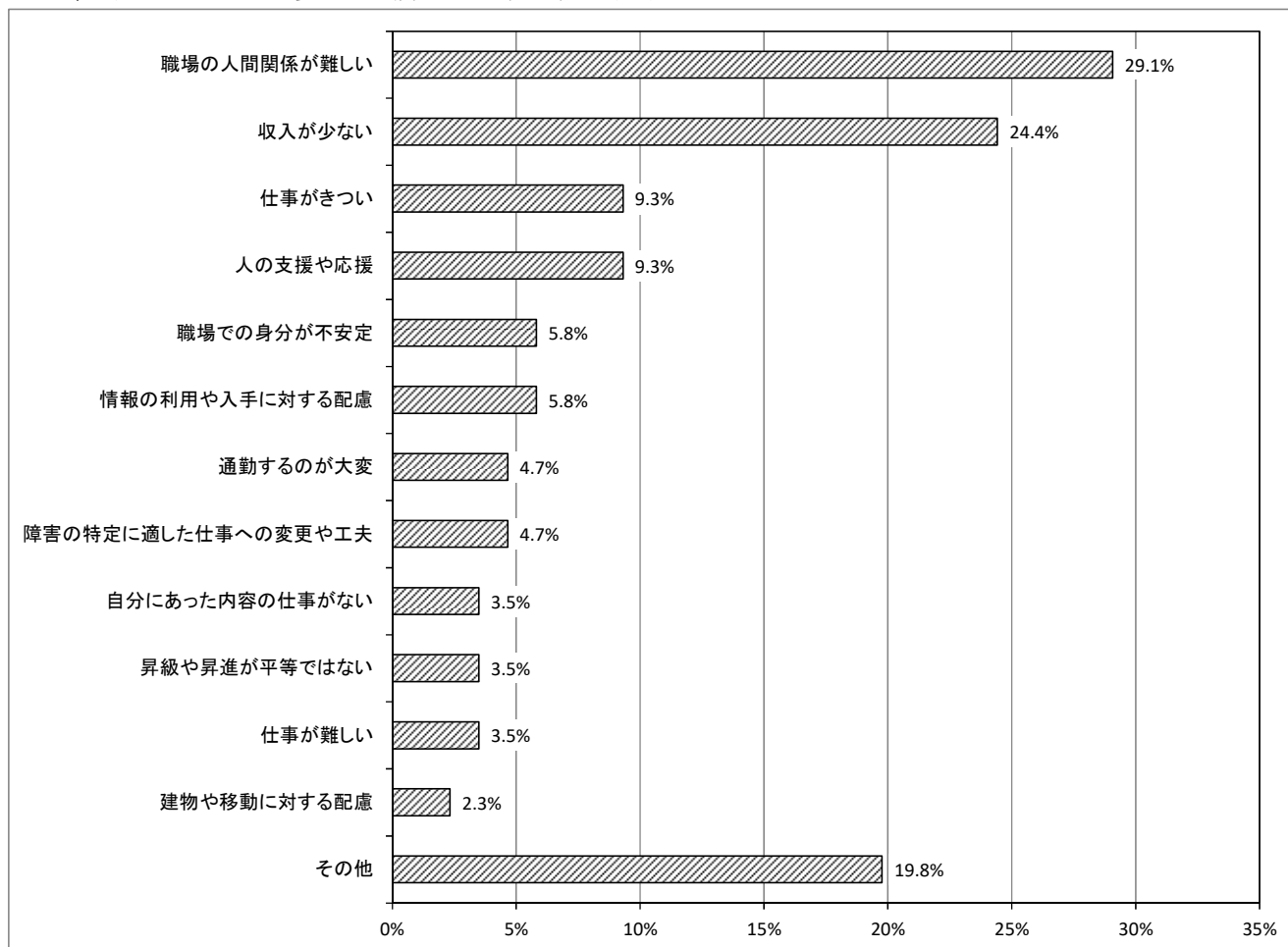
障がい者が職場において、企業や上司、同僚の理解が重要であると感じている一方で、他の障がい者や健常者とのコミュニケーションを図ることに不安を覚えていることが分かります。

収入（賃金）に関しても、働くために「給料が充実していること」が重要であると感じている一方で、労働に対する収入（賃金）が低いと考えていることが分かります。

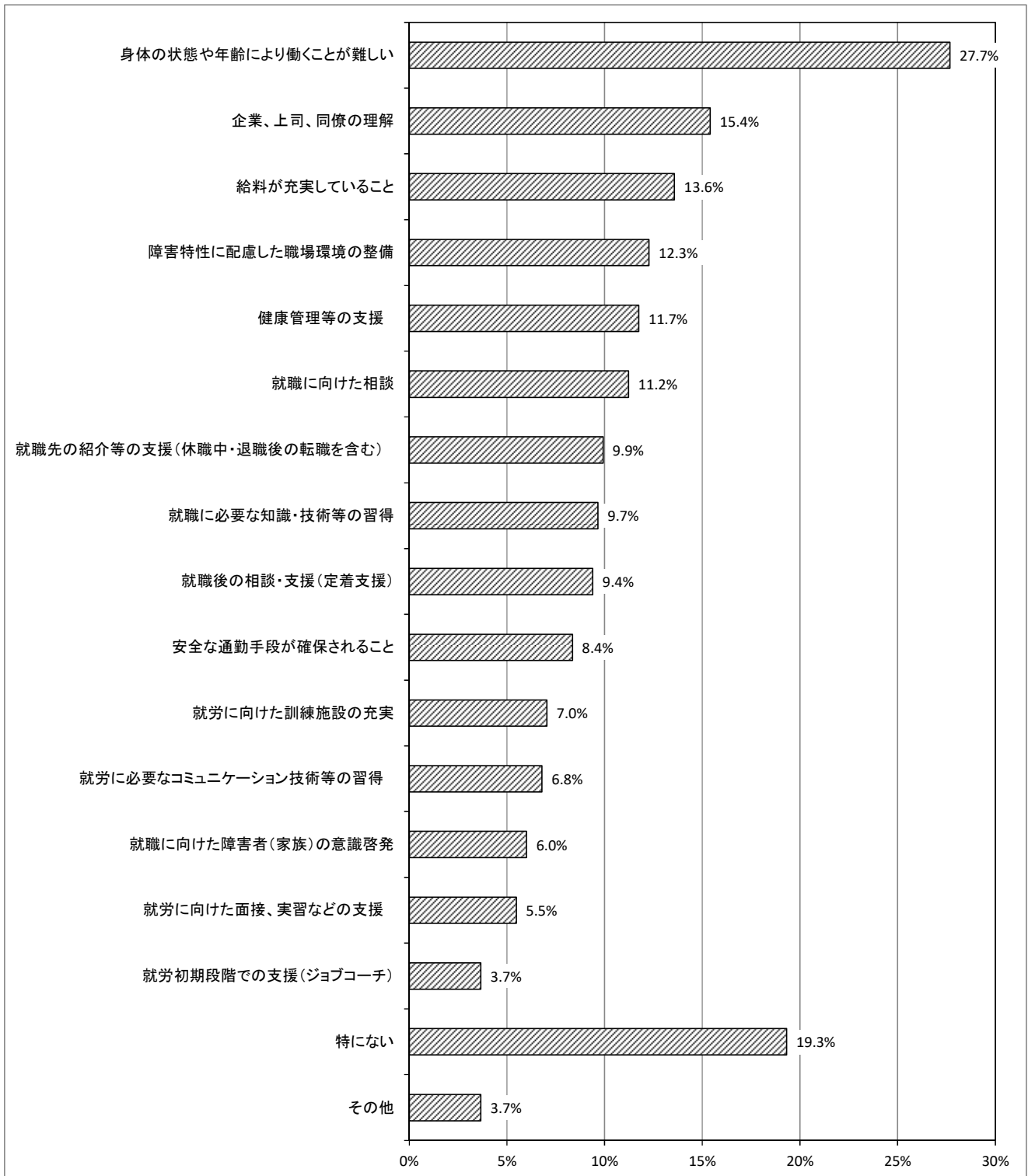
【調査結果に基づいた施策】

市の地域自立支援協議会の専門部会である「就労支援部会」において、あいらいさ障害者就業・生活支援センターの協力を得ながら、就労移行・就労定着を困難としている要因に対する施策を検討します。（掲載先：P65～67、75）

■ 仕事における不安・不満・必要とする配慮



■ 企業などで働くために重要と思われること



(3) 福祉サービスについて

「現在利用している」福祉サービスでは、「相談支援」「生活介護」「施設入所支援」「居宅介護」「地域活動支援センター」等が高くなっています。

「今後利用してみたい」福祉サービスでは、「居宅介護」「自立訓練（機能・生活訓練）」「相談支援」「生活介護」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」等が高くなっています。

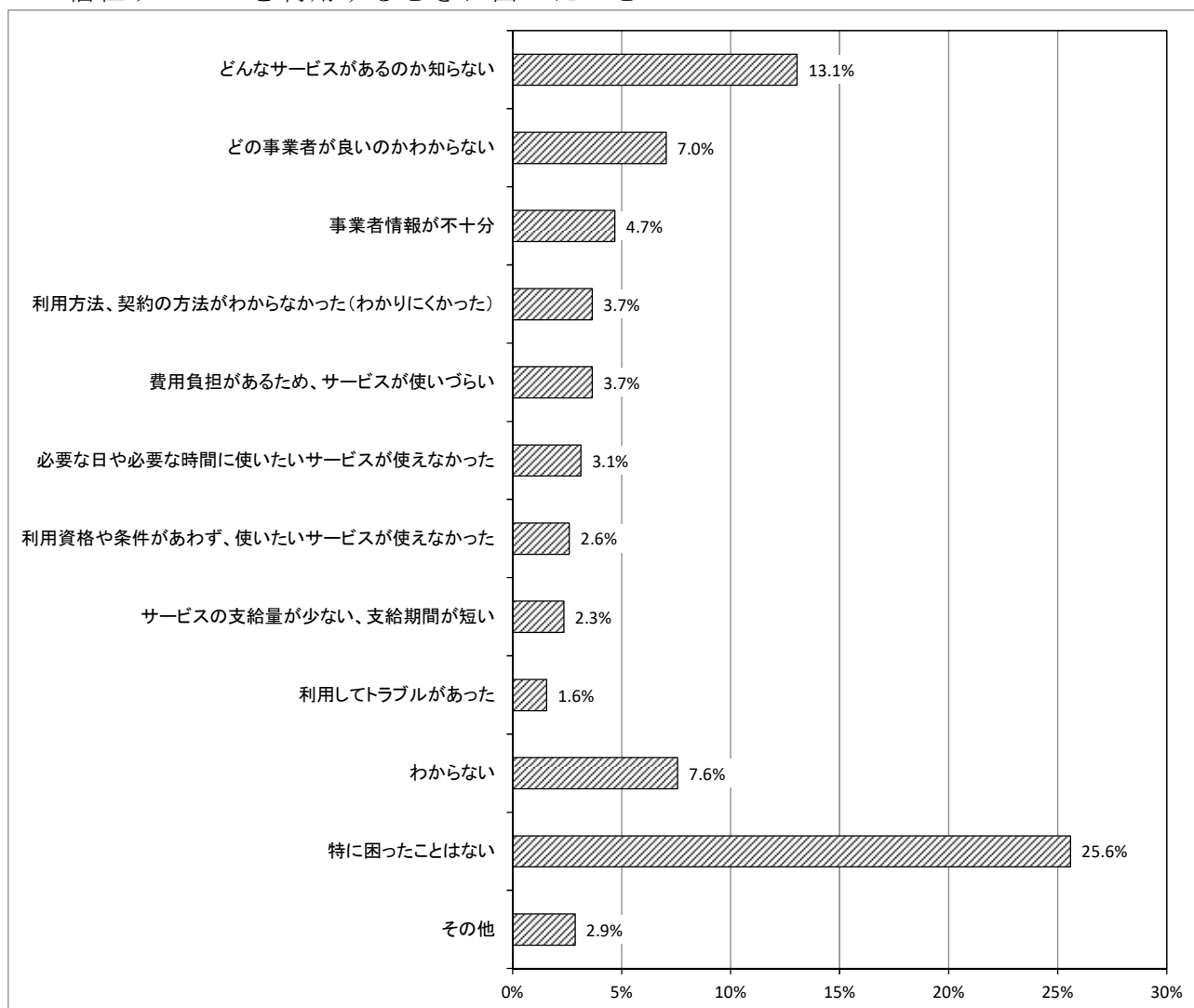
「福祉サービスを利用するときに困ったこと」では、「どんなサービスがあるのか知らない」が13.1%と最も高く、次いで「どの事業者が良いのかわからない」が7.0%、「事業者情報が不十分」が4.7%等の順となっています。

障害者支援事業所が増えている中で、サービスを利用できることだけでなく、サービスを提供する事業者の質や内容について高い関心を寄せていることが分かります。

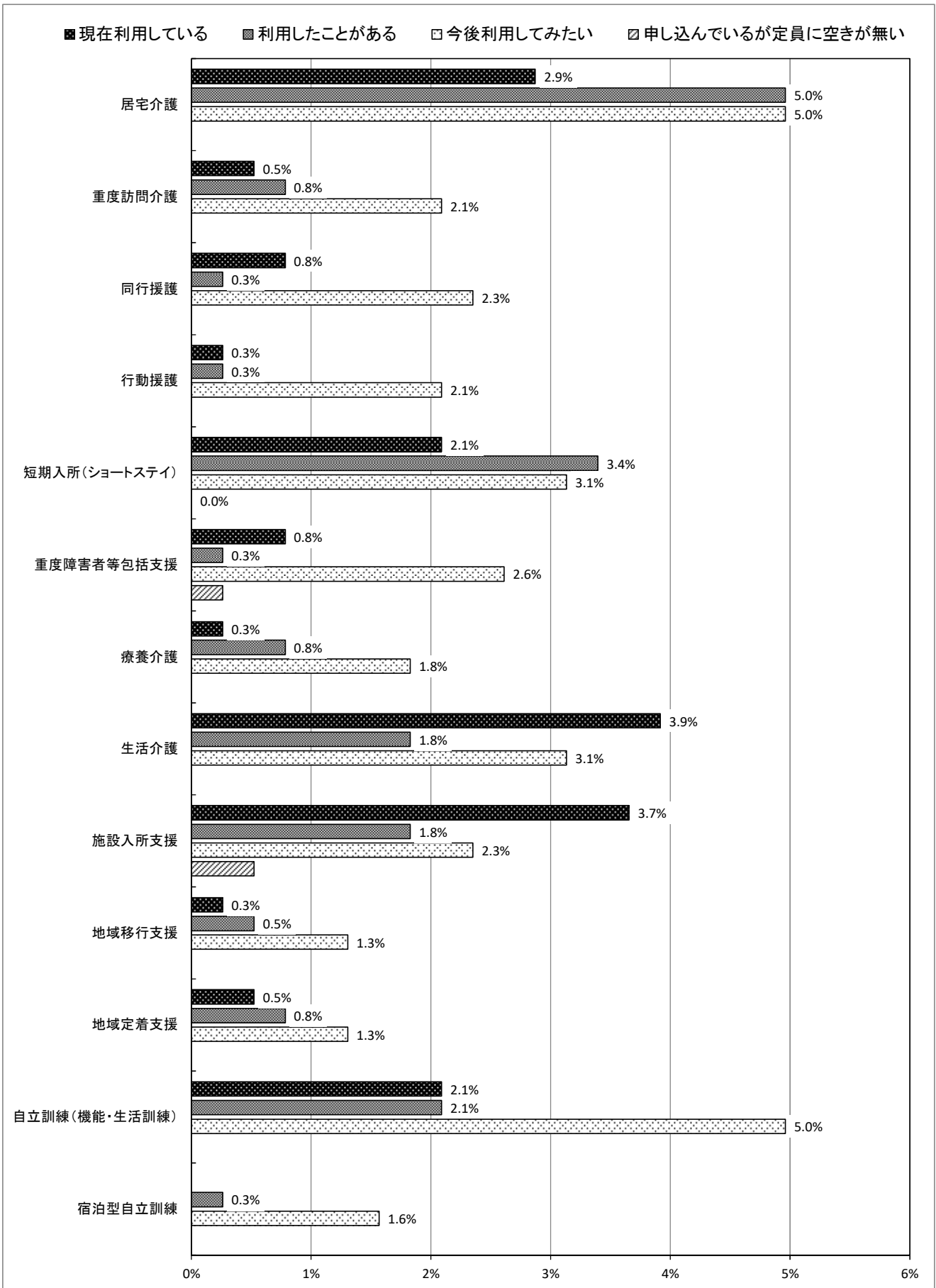
【調査結果に基づいた施策】

市ホームページ上で公開しているサービス内容や当該サービスを提供している事業所の情報を見やすくする改善に取り組むとともに、サービスの質を確認できる「障害福祉サービス情報公表制度」の周知等に取り組みます。（掲載先：P50～55、73）

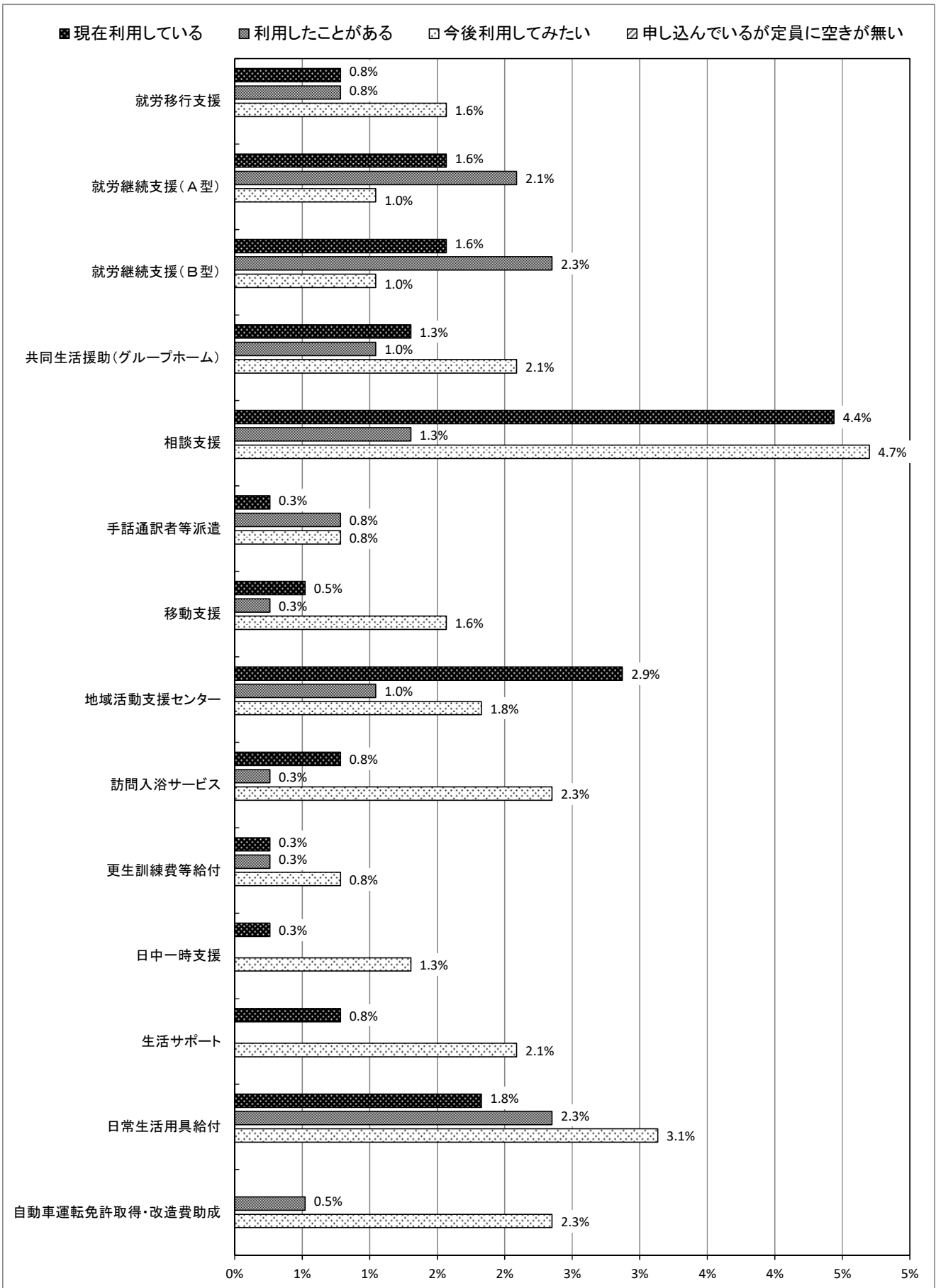
■ 福祉サービスを利用するときに困ったこと



■ サービスの利用度①



■ サービスの利用度②



(4) 外出時・生活上の悩み事や困り事について

外出時の困りごとや不便に思うことは、「階段の昇降が困難である」が24.3%と最も高く、次いで「歩道、道路、出入り口に段差がある」が21.1%、「障害があることや症状について理解されにくい」が14.1%等の順となっています。

生活上の悩みごとや困りごとについては、「経済的なこと」が24.3%と最も高く、次いで「将来の援助（介護）のこと」が23.2%、「医療やリハビリのこと」が15.9%、「家族や家庭生活のこと」が13.3%等の順となっています。

外出については、遠距離や公共交通機関による移動ではなく、本人自身の移動時に関する「階段・段差」といった問題が大きく、また第三者による障害への理解が不足していると感じていることが分かります。

【調査結果に基づいた施策】

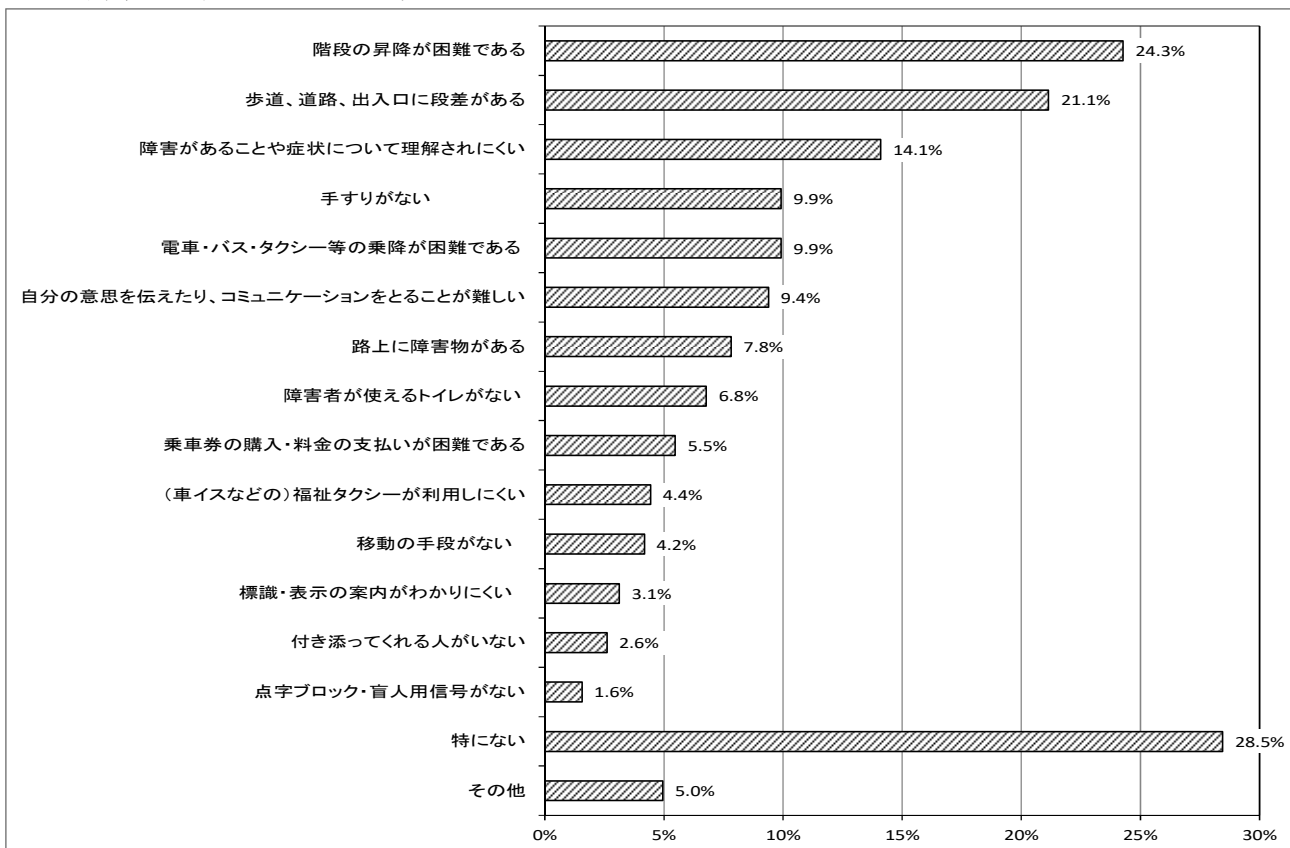
移動しやすい環境の整備、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するための取組を推進します。（掲載先：P 74～75、79）

生活上では、「経済的」「将来の援助」などの経済面に悩み（不安）を感じており、「介護」「医療」「家族」などといった本人の身体や本人を支える周りの支援について、不安を感じていることが分かります。

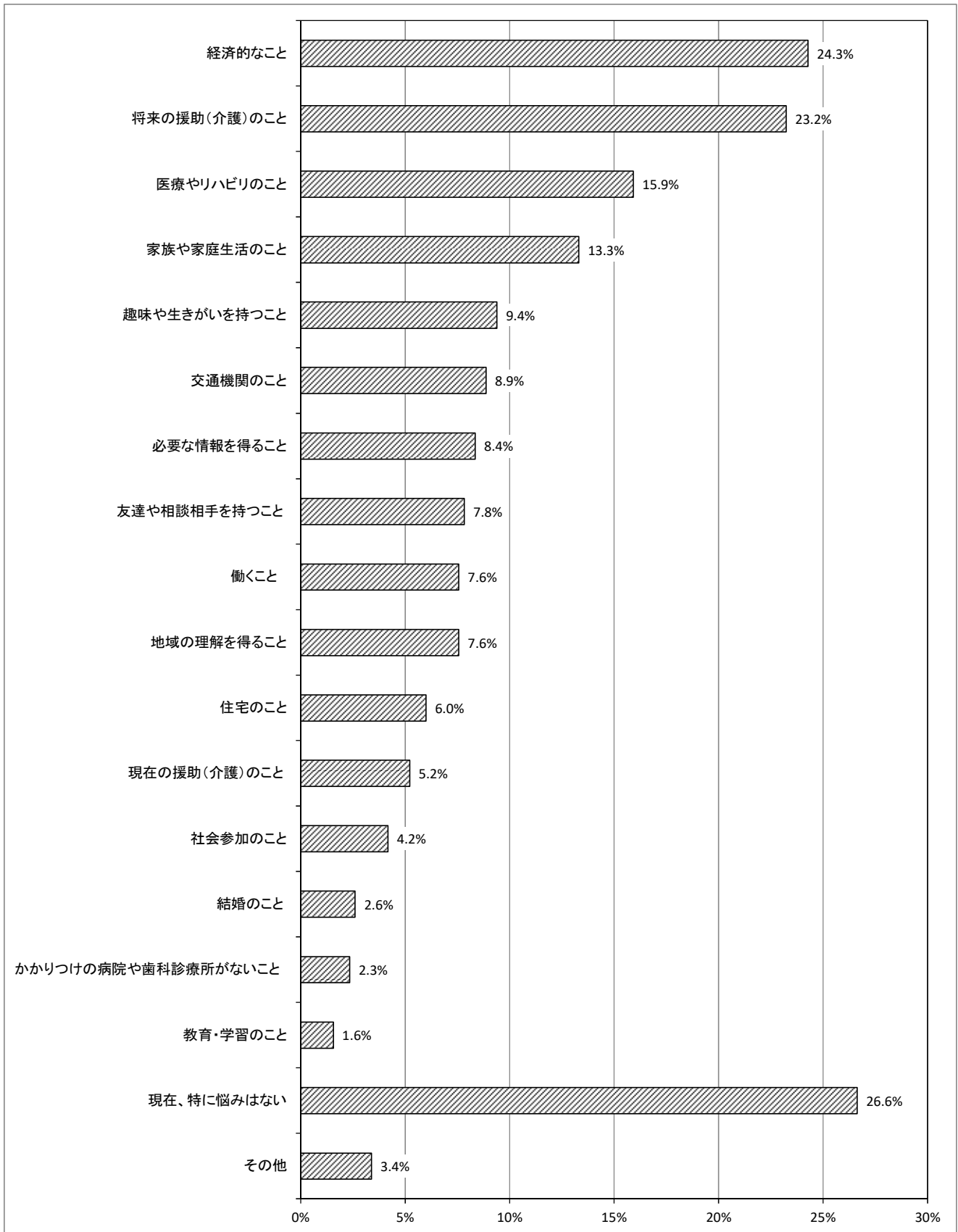
【調査結果に基づいた施策】

相談支援体制の整備、保健・医療の推進及び就業等の自立支援に向けた取組を推進します。（掲載先：P 50～52、55～59、65～67）

■ 外出時の困りごと・不便



■ 生活上の悩み・困りごと



(5) 障がい者のための取組について

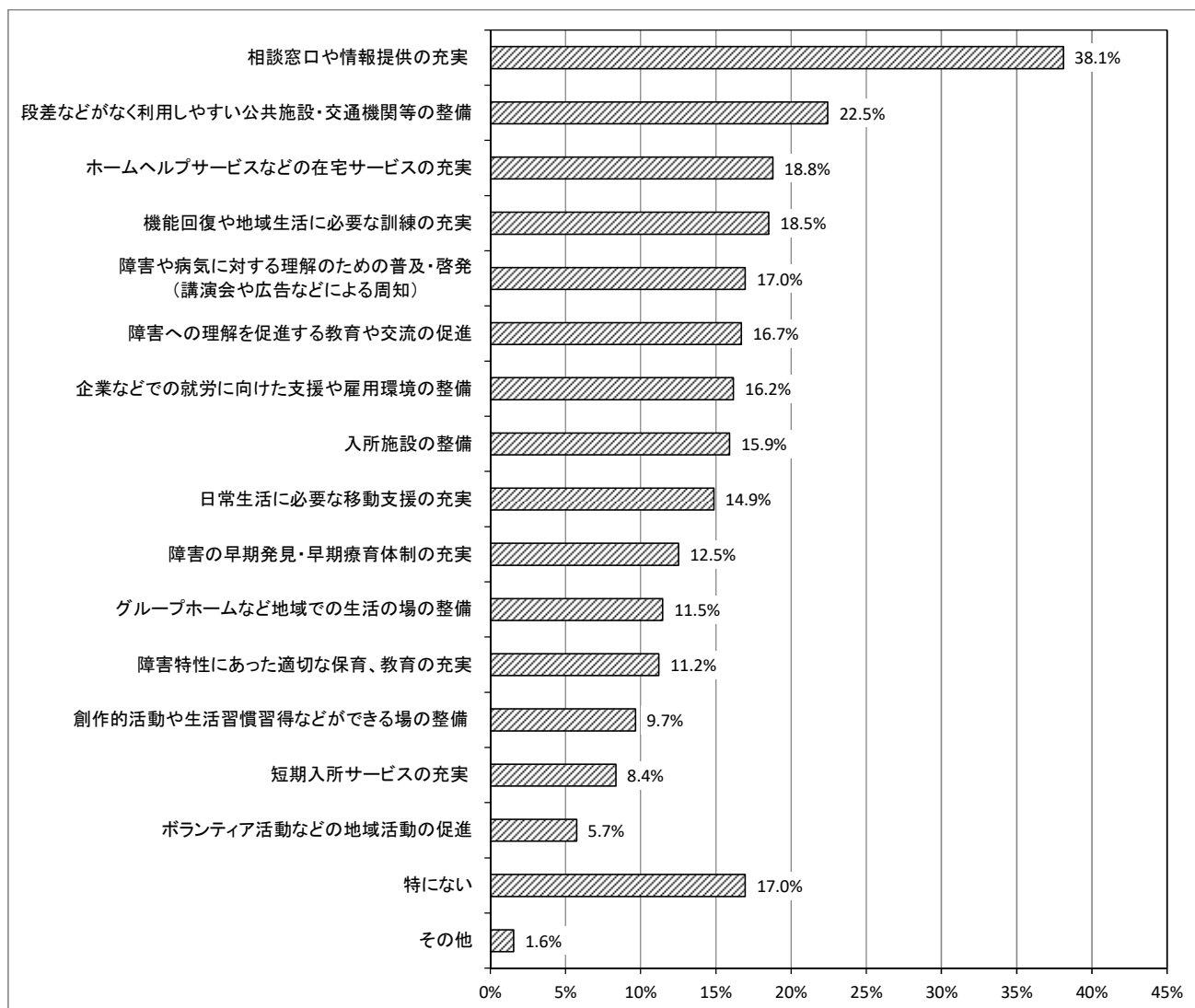
障がい者が地域で自立した生活を送るために重要と考えている取組については、「相談窓口や情報提供の充実」が38.1%と最も高く、次いで「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」が22.5%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が18.8%、「機能回復や地域生活に必要な訓練の充実」が18.5%等の順となっています。

他のアンケート調査項目でも「相談」「情報」といった項目が多くあげられており、障がい者がより多くの「情報」を入手したいと考えていることが分かります。

【調査結果に基づいた施策】

障がい者の方々の自立を支える基本となる相談支援体制の整備、情報提供のあり方、各種サービスの質の向上に向けた取組を推進します。（掲載先：P 50～55、57、60～62、65～75）

■ 地域での自立した生活を送る為に重要と思う取り組み



3 障がい児の保護者を対象としたアンケート調査結果

(1) 障がい児の発達不安・相談について

障がい児の発達不安や障害に気づいたきっかけでは、「家族が気付いた」が41.7%と最も高く、次いで「病院で医師から話があった」が18.3%、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」が16.7%等の順となっています。

障がい児の発達不安や障害について相談した相手は、「かかりつけの病院」が23.3%と最も高く、次いで「家族・親族」が21.7%、「保健所」が8.3%等の順となっています。

障がい児が早期に適切な支援を受けるために必要なことは、「専門家による相談体制を充実させる」が76.7%と最も高く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が58.3%、「乳幼児の健康診断を充実させる」が40.0%等の順となっています。

障がい児の発達の遅れや障害については、家族が気付くことが多い一方で、医療機関における診察で気付くことも多く、その後の相談においても「かかりつけの病院」や「保健所」などが相談の主体となっています。

また、相談相手において「家族・親族」が21.7%となっており、その家族や親族が発達障害に対する専門的知識を持っていなかった場合、周囲の発達障害の可能性を否定する意見等により、早期発見が遅れることが懸念されます。

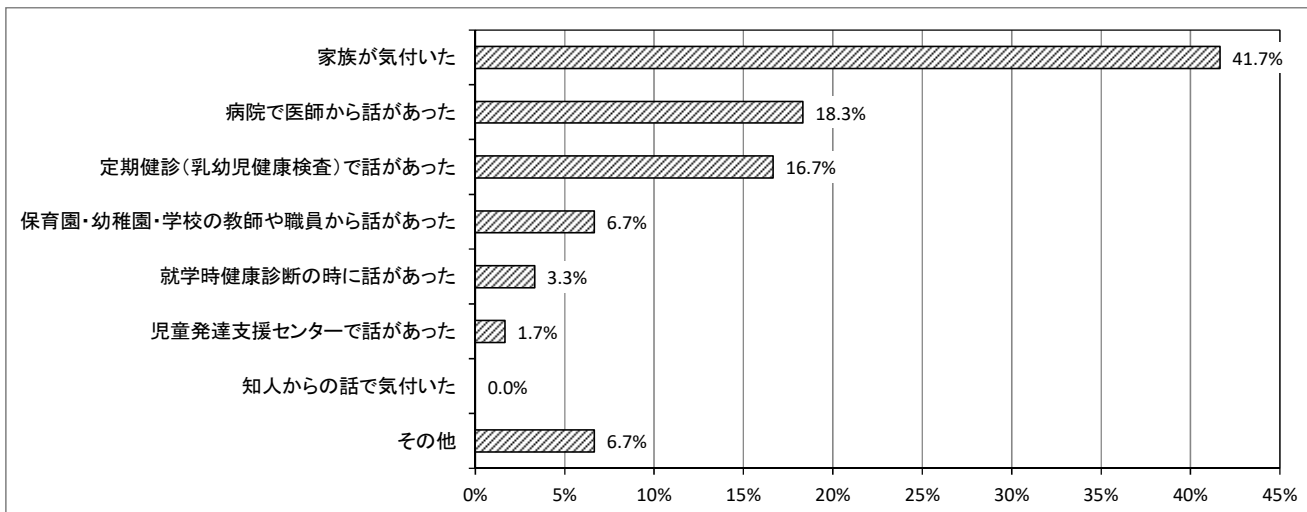
これらのことから、障がい児が早期に適切な支援を受けられるようにするためにも、民間と行政が協力して「専門家による相談体制を充実させる」とともに、「関連するサービスについての情報提供を充実」させることにより、福祉サービスを必要とする障がい児の早期発見と適切なサービスの提供を行う必要があります。

【調査結果に基づいた施策】

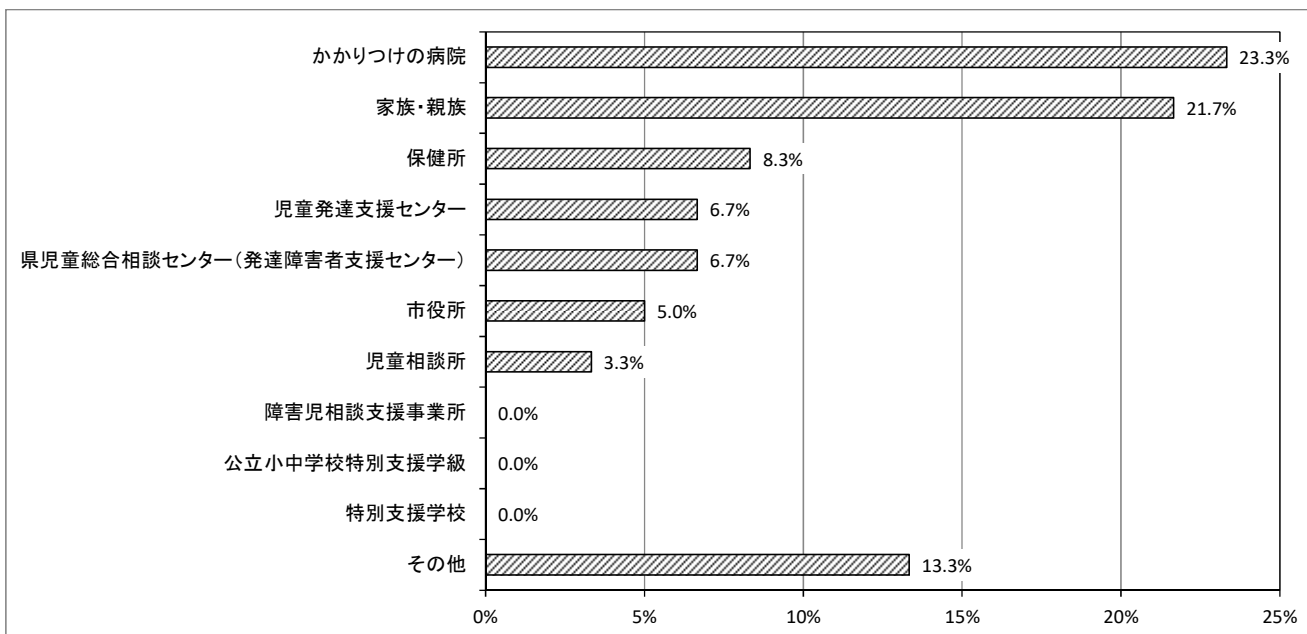
子どもの発達の遅れや障害を早期に発見できる相談体制を確保するための施策を推進します。（掲載先：P53～55、60～62）



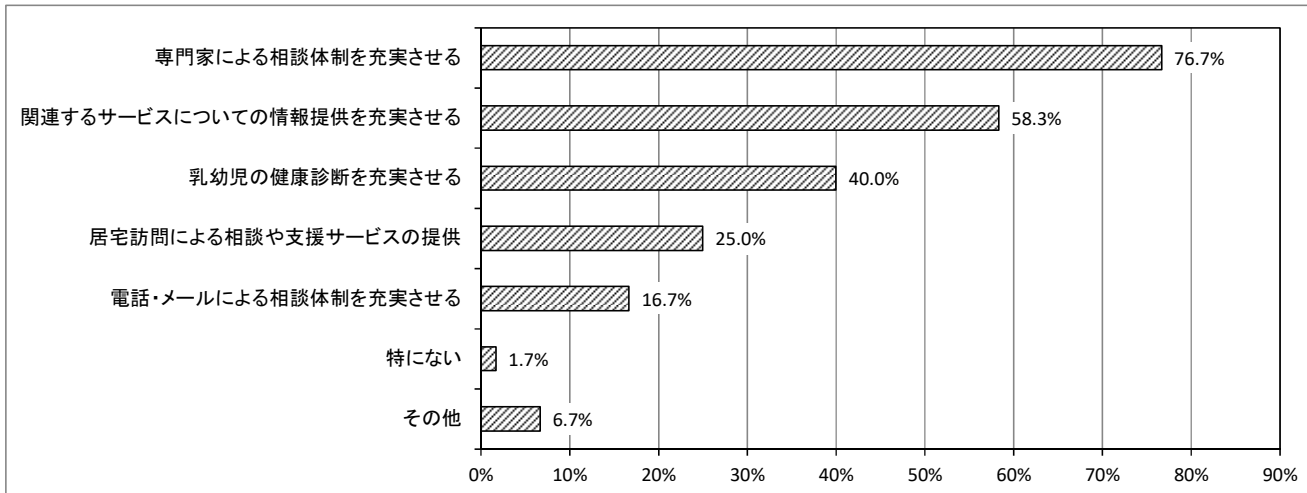
■ 障がい児の発達の不安や障害に気づいたきっかけ



■ 障がい児の発達の不安や障害を相談した相手



■ 早期に適切な支援を受けるために必要なこと



(2) 障がい児の教育・療育について

障がい児の受けている療育や支援について、『就学前』に充実させるべきことは、「友達など人との関わり方に対する支援」が30.0%と最も高く、次いで「会話などコミュニケーションに対する支援」「言葉や読み書きに対する支援」「療育を行う施設の増設」「療育の内容や施設についての情報」がそれぞれ23.3%等となっています。

『就学中』に充実させるべきことでは、「教職員の理解・支援」が41.7%と最も高く、次いで「学習指導」が38.3%、「友人との関係作り」が33.3%、「学校や施設の整備」「生活に対する支援」が30.0%等の順となっています。

障がい児の受けている教育や学校生活について、『就学中』に充実させるべきことは、「会話などコミュニケーションに対する支援」が38.3%と最も高く、次いで「友達など人との関わり方に対する支援」「施設や学校教職員のスキルアップ」がともに36.7%、「療育を行う施設の増設」「放課後や長期休暇の過ごし方に対する支援」が31.7%等の順となっています。

療育や支援については、『就学前』では「人との関わり方」や「コミュニケーション」「言葉」といった人間関係を構築することを充実させるべきであるという意見が多くみられます。

『就学中』になると、「教職員の理解・支援」「学習指導」といった、教員の障がい児に対する関わり方についての支援を充実させるべきという意見が上位を占めています。

同様に、教育・学校生活において必要な支援についても、「会話・コミュニケーション」「人との関わり方」「施設・職員のスキルアップ」が上位となっています。

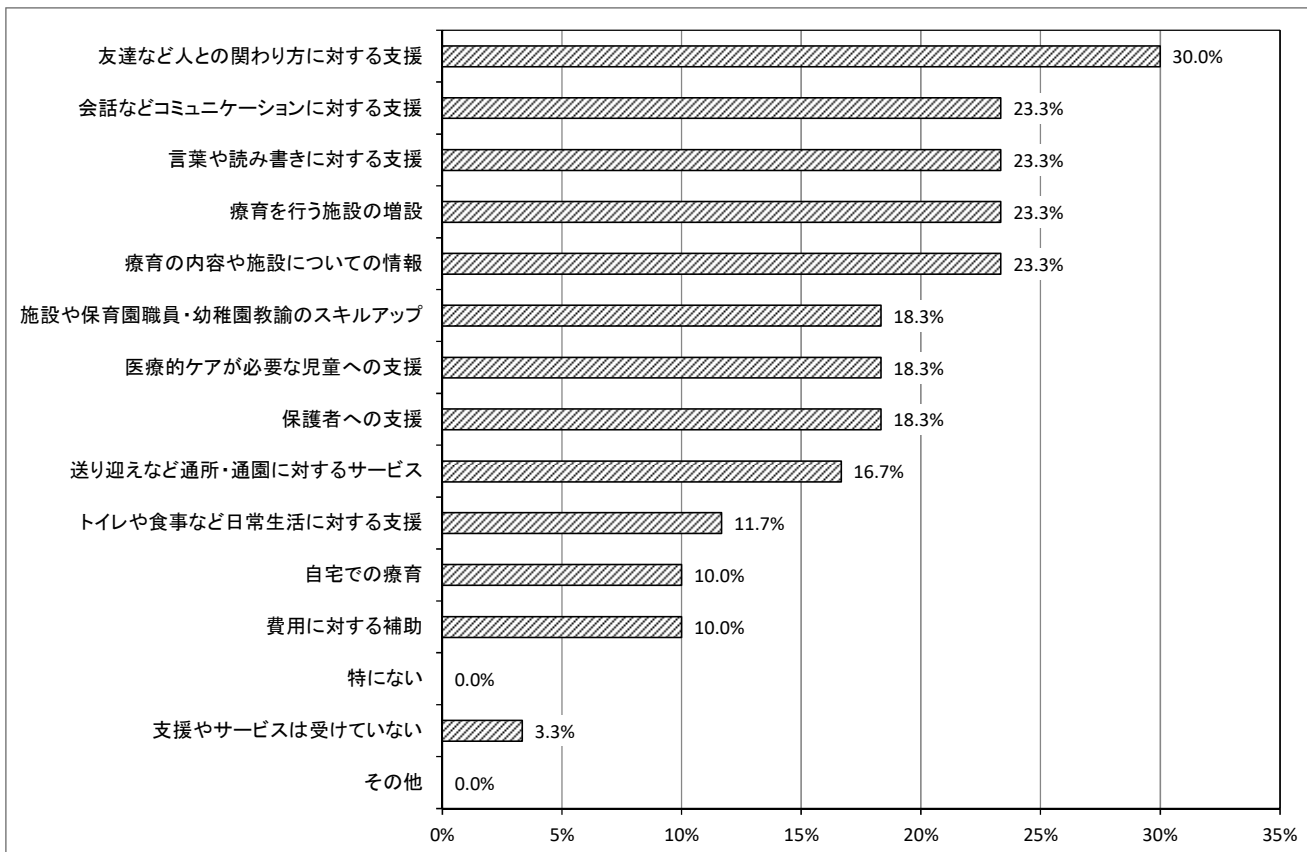
障がい児本人における「人との関わり方」「コミュニケーション」の構築支援と、障がい児を取り巻く支援者（施設職員・教職員）の「障害に関する理解・知識」の向上、この2つの点が特に求められています。

【調査結果に基づいた施策】

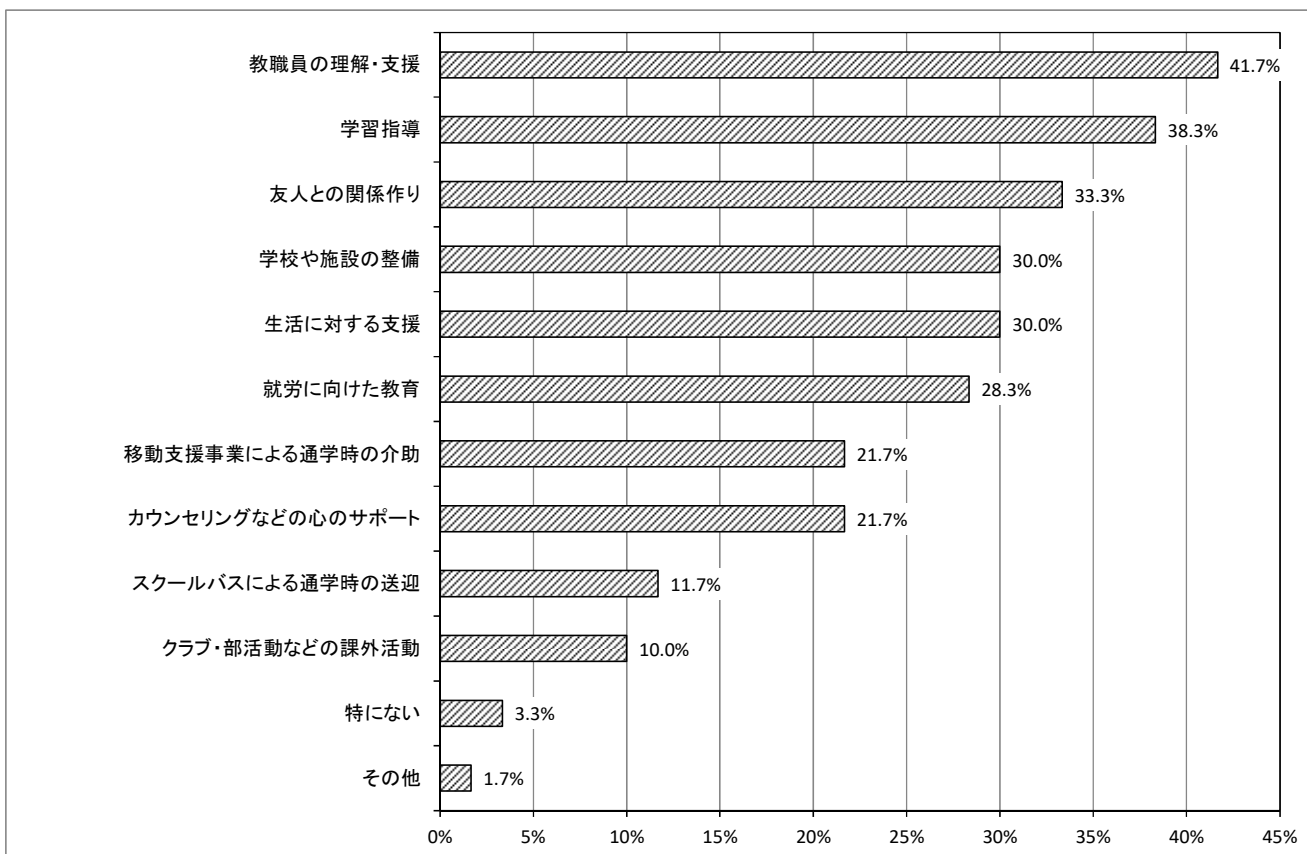
障がい児のライフステージに合わせた、包括的・継続的な支援ができるように、「相談支援ファイル（仮称）」の普及、療育サービスを提供している事業所と保育所や教育機関との円滑な連携が図れるような施策を推進します。

（掲載先：P 53～54、57～58、60～62）

■ 障がい児の受けている療育や支援について、充実させるべきこと（就学前）



■ 障がい児の受けている療育や支援について、充実させるべきこと（就学中）



(3) 障がい児の将来の仕事について

障がい児が将来仕事に就くために重要だと思うことは、「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」が61.7%と最も高く、次いで「企業、上司、同僚の理解」が56.7%、「就職に必要な知識・技術等の習得」が51.7%、「就職先の紹介等の支援」「障害特性に配慮した職場環境の整備」がともに48.3%等の順となっています。

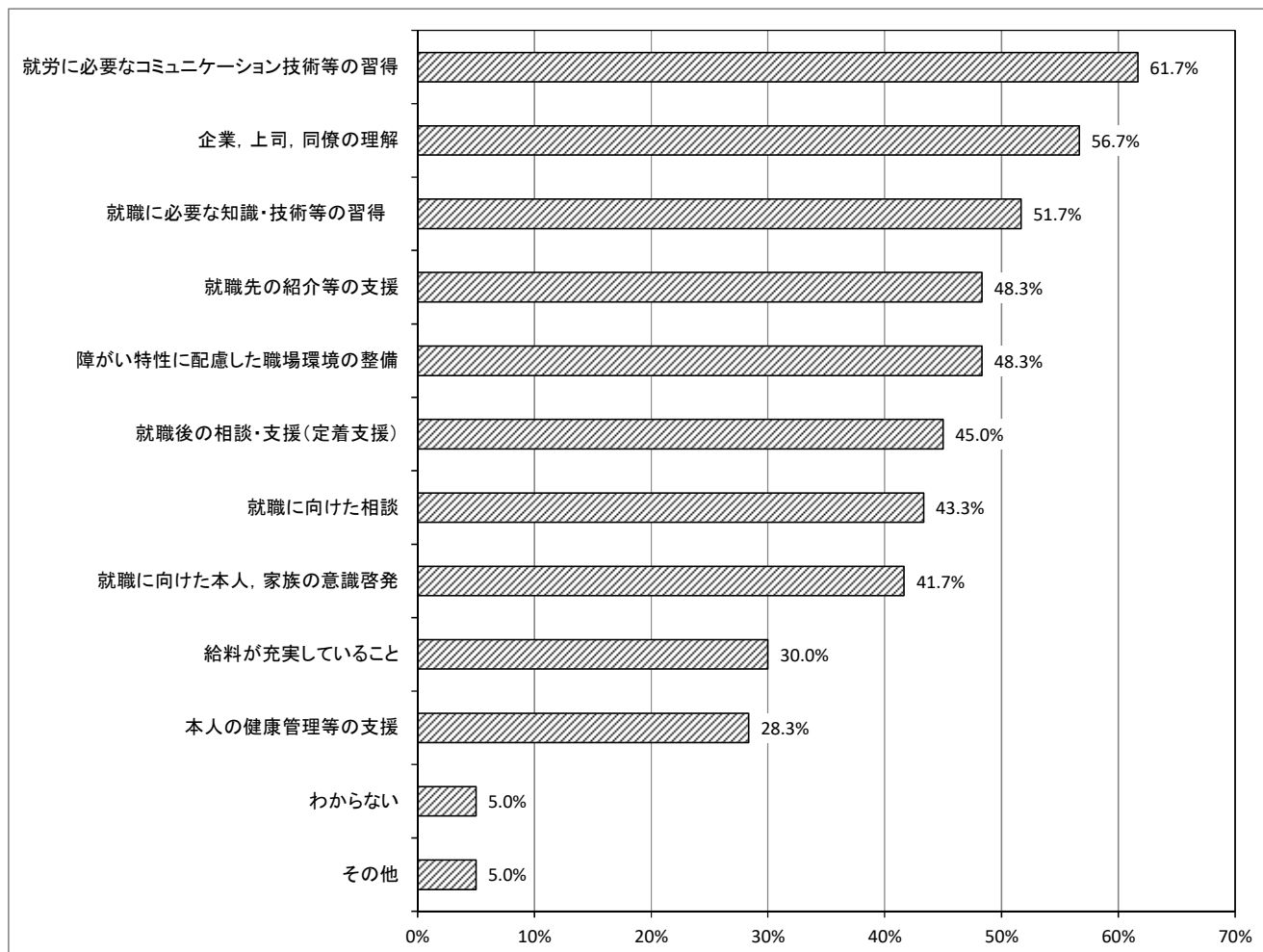
「企業などで働くために重要と思われること」について調査した18歳以上のアンケート調査結果との比較では、18歳以上・未満ともに「企業、上司、同僚の理解」の回答割合が高い一方で、「身体状態・年齢」「給与の充実」「障害特性に配慮した職場環境の整備」といった項目については、18歳未満の調査では上位に入っていません。

「障がい児」を抱える保護者が子どもの将来の仕事について検討する上で、大人になった際の身体状態や生活するために必要な給与、そして働きやすい職場環境等のことについて早い時期に考え把握し、備える必要があります。

【調査結果に基づいた施策】

福祉、労働等の関係機関との連携の下で、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図るための取組や障害者差別解消法の周知を図るなどの施策を推進します。（掲載先：P60～62、65～67、74～75）

■ 障がい児が将来仕事につくために重要だと思うこと



(4) 障がい児の外出について

障がい児の外出の際に困ったり不便に感じることでは、「障害があることや症状について理解されにくい」が41.7%と最も多く、次いで「自分の意志を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が30.0%、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」が23.3%等の順となっています。

障がい児の外出の際にあったら良いと思う支援やサービスでは、「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」が51.7%と最も高く、次いで「施設の入園料・入場料の補助や割引」が38.3%、「電車やバス、タクシー運賃の補助」が33.3%等の順となっています。

障がい児で未成年ということもあり、「障害があることや症状について理解されにくい」の項目が最も不便であると回答されています。

また「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」こと等も不便に感じています。

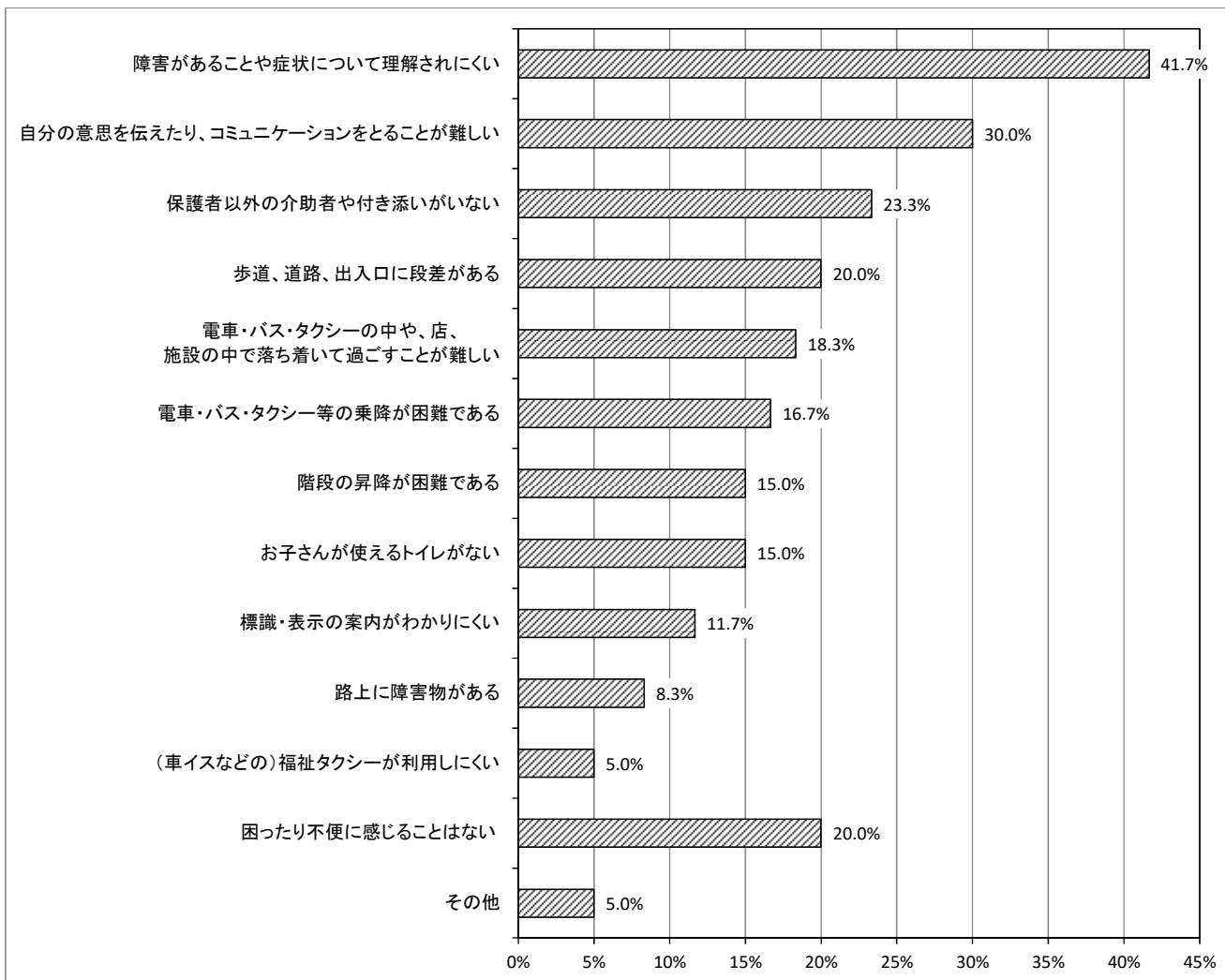
一方で、「障がい児」とその保護者が安心して子どもと一緒に遊べる「イベントや場所」についての情報を必要としており、合わせて金銭的な支援として「施設の入園料・入場料の補助や割引」、「電車やバス、タクシー」といった公共交通機関の補助について希望しています。

【調査結果に基づいた施策】

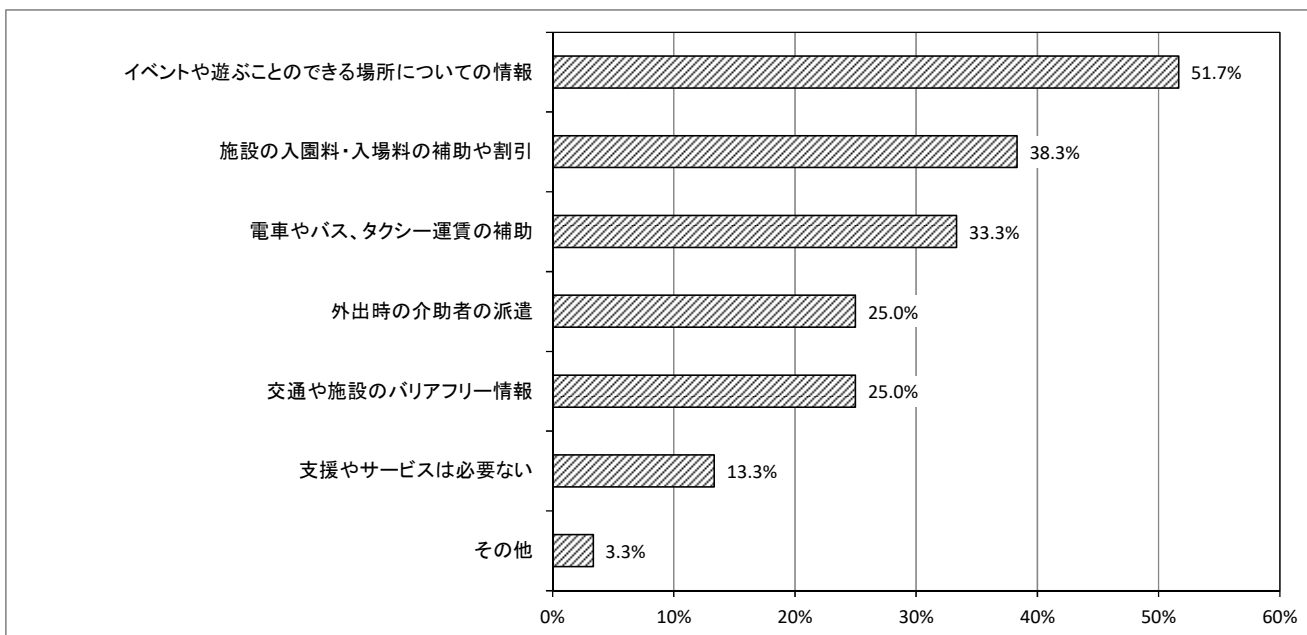
障がい児が外出しやすい環境の整備、多くの市民の心のバリアフリー化を図るための障害者差別解消法及び障害の特性について理解を促すための施策を推進します。（掲載先：P 63～64、69～73、75）



■ 外出するときに困ったり不便に感じたりすること



■ 外出するときに「あったらよい」と思う支援やサービス



(5) 福祉サービスの利用について

「現在利用している」福祉サービスでは、「児童発達支援」が33.3%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が25.0%、「相談支援」が21.7%、「日中一時支援」が18.3%、「短期入所（ショートステイ）」が13.3%等の順となっています。

「今後利用してみたい」福祉サービスでは、「同行援護」「放課後等デイサービス」がともに13.3%と最も高くなっており、次いで「行動援護」が11.7%、「短期入所（ショートステイ）」「移動支援」が共に10.0%等の順となっています。

福祉サービスを利用するときに困ったことでは、「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」が35.0%と最も高く、次いで「どの事業者が良いのかわからない」が30.0%、「事業者情報が不十分」が18.3%、「どんなサービスがあるのか知らない」が15.0%等の順となっています。

福祉サービスを利用する時に困ったことでの「サービスが使えなかった」という点については、現在のサービスの利用の設問において「申し込んでいるが定員に空きが無い」については回答が無いことから、利用したいサービスを利用できずに申し込みさえもできていない状況にあることが伺えます。また、臨時・緊急時における利用サービスにおいて、サービスの提供体制が十分に整っていない可能性があります。

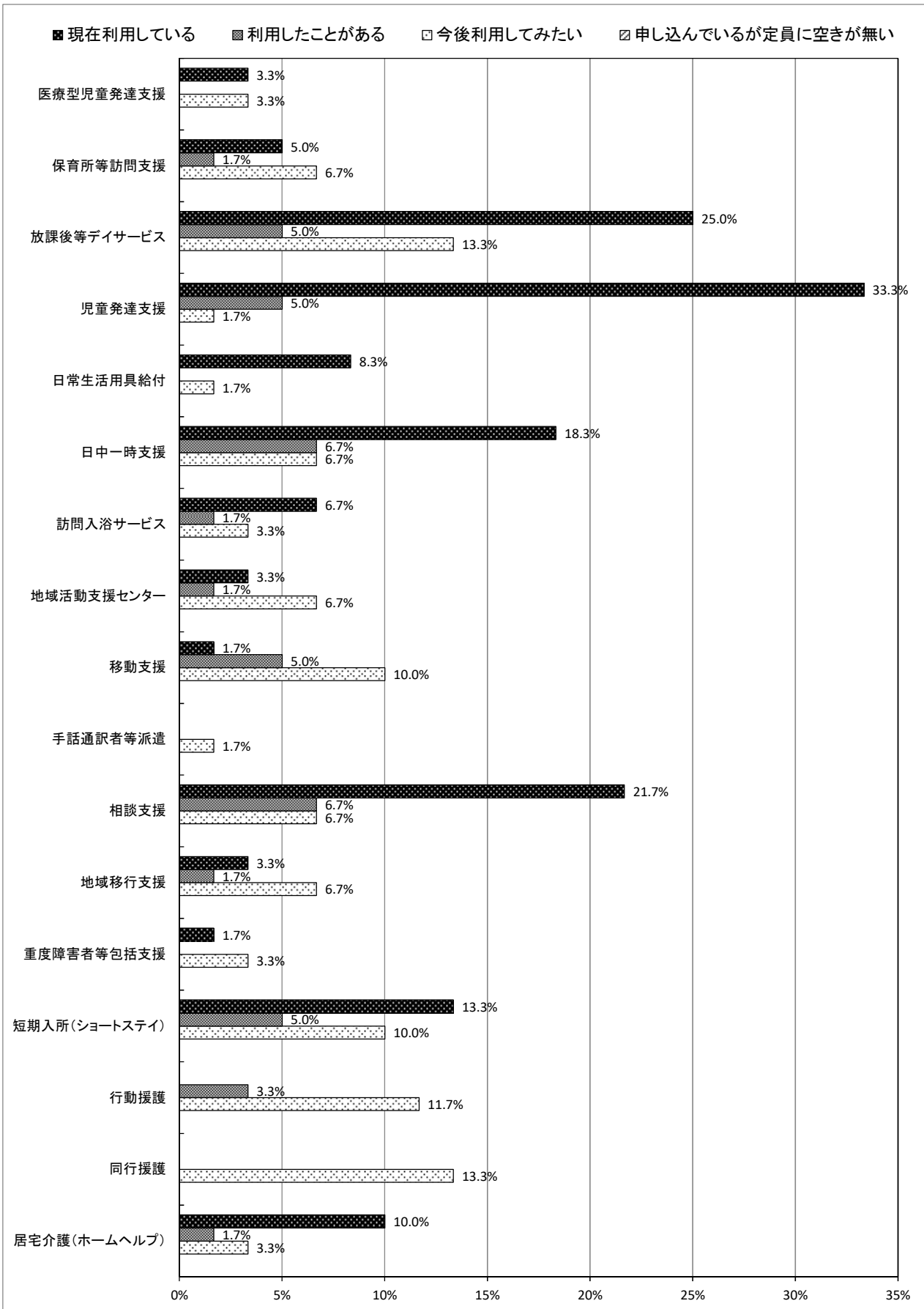
特に、「今後利用してみたい」との回答が多かった中で「短期入所（ショートステイ）」等が上位に含まれていることから、常態的なサービスの提供ではなく、臨時・緊急時のサービス提供についてどのように検討・対応していくのが課題であるといえます。

また、18歳以上のアンケート結果と同様に、サービス提供事業者に対する事業者の「サービスの質」を中心とした「事業者情報」が不足していることが回答の上位に入っており、増加するサービス提供事業者の中でより良い事業者に子どもを預けたいとする保護者の心情が伺えます。

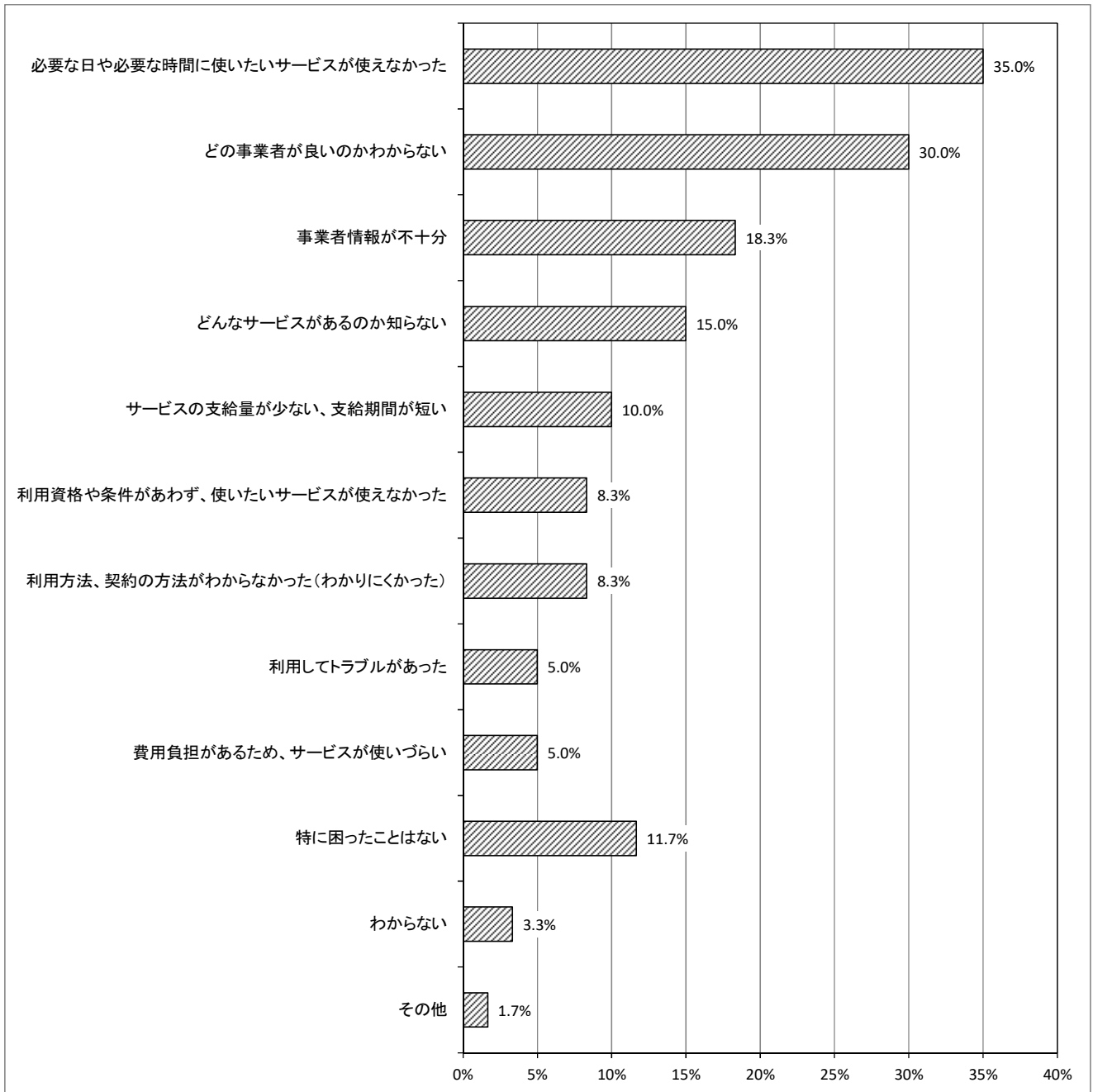
【調査結果に基づいた施策】

療育を必要とする子どもを受け入れる事業所は年々増加傾向にあるが、それでも不足している現状があるため、利用者が増加し続ける要因の検証のほか、サービスの質を客観的に確認できる「障害福祉サービス等情報公表制度」の利用に関する普及啓発等の施策を推進します。（掲載先：P53～54、72～73）

■ 福祉サービスの利用について



■ 福祉サービスを利用するときに困ったこと



(6) 子供の将来について

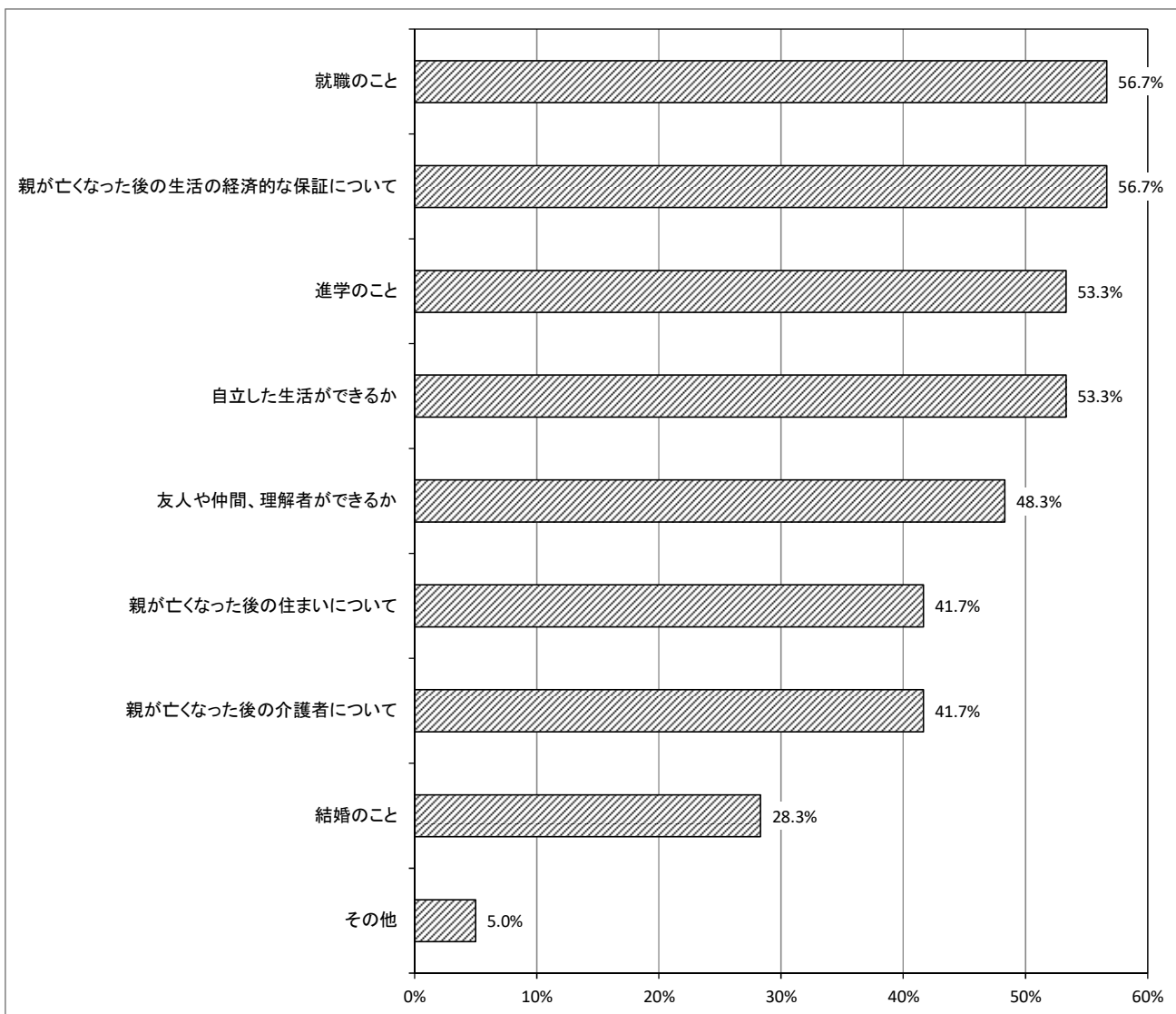
子どもの将来のことで不安に思うことは、「就職のこと」「親が亡くなった後の生活の経済的な保証について」が共に56.7%と最も高く、次いで「進学のこと」「自立した生活ができるか」が53.3%、「友人や仲間、理解者ができるか」が48.3%等の順となっています。

障がい児の「進学」「就職」「自立した生活」「親亡き後」といった各ライフステージについて、保護者は不安に感じており、民間と行政が一体となって保育園（幼稚園）・小学校・中学校・高校・養護学校・就職といった節目ごとに、必要な支援を必要な時に切れ目なく行うことができるよう制度と体制を整える必要があります。

【調査結果に基づいた施策】

各ライフステージにおいて切れ目のない支援体制を整えるために、「相談支援ファイル（仮称）」等を活用した仕組みをつくるなど、各事業所、機関等が連携を図りやすくするための施策を推進します。（掲載先：53～54、60～62、65～67）

■ 子どもの将来のことで不安に思うこと



(7) 保護者や家族の方に対する支援

保護者や家族の方に対して必要と感じる支援では、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が56.7%と最も高く、次いで「発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供」が50.0%、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」が41.7%等の順となっています。

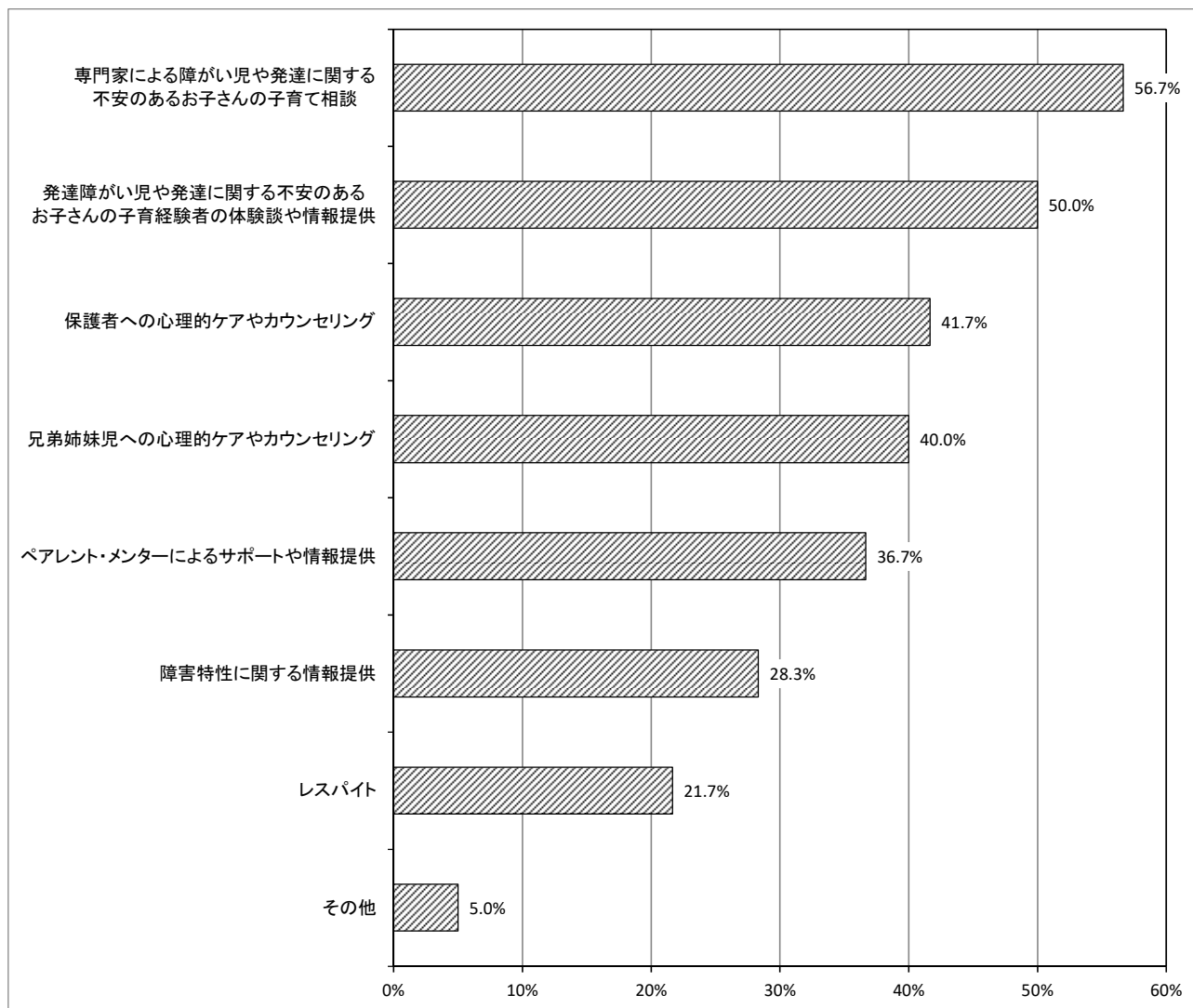
必要な支援として「専門家」及び「発達障がい児等の子育て経験者」を主体として「子育て相談」「体験談」「情報提供」を必要とする意見が多く、合わせて障がい児に関わる保護者や兄弟姉妹児に対する「心理的ケア・カウンセリング」も必要であるとの回答が上位に入っています。

障がいや発達障がいを抱える児童の保護者等と心理カウンセラー、医療職等の専門職、そして行政等を交えた情報交換会やサロン等を定期的で開催し、不安を抱え、心理的負担が大きい保護者や家族の心理的負担を軽減するための場を提供する事が必要になります。

【調査結果に基づいた施策】

保護者の精神面を支えるための施策を推進します。（掲載先：53～54）

■ 保護者や家族の方に対する支援として必要性を感じるもの



第 **2** 部

第2次始良市障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害福祉施策は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じていく必要性が、障害者基本法第1条に規定されています。

また、本市の総合計画においては、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を基本理念とし、その実現を目指していくまちの姿として「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を掲げています。

また、地域福祉計画においては、「みんなで支えあい、尊重しあい、安心していきいきと暮らせるまちづくり」を掲げています。

以上のことを踏まえた上で、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために「第2次始良市障がい者計画」を策定します。

2 基本目標

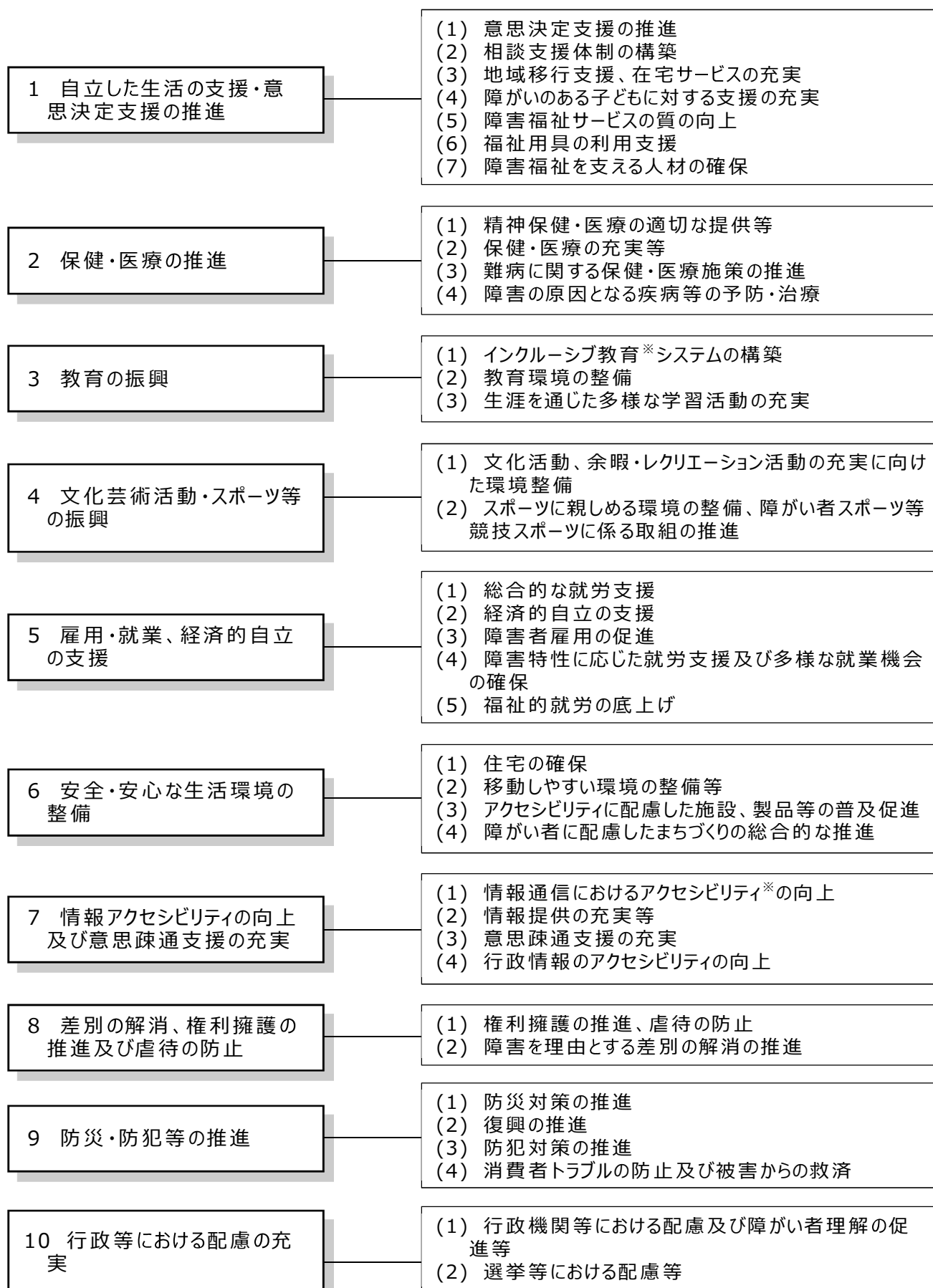
「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を実現するため、本市では障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、「障害者の権利に関する条約」の理念に即して、次に掲げる「障害者基本法」の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

- (1) 地域社会における共生と社会参加の推進
- (2) 障害者差別や権利侵害の禁止と社会的障壁の除去
- (3) 障害に対する理解や配慮の促進
- (4) 複合的困難な状況に配慮した障害福祉施策の実施

※ インクルーシブ教育：全ての子どもが障害の有無にかかわらず、共に「通常学級」でそれぞれの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を受け、「共生社会」の実現への貢献を目指すもの。

※ アクセシビリティ：年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

3 各分野別施策の体系



※注釈については、P48下部に掲載

第2章 分野別施策

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的考え方】

自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重しながら必要な意思決定支援を行うとともに、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築していきます。

また、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進します。

さらに、障がい者及び障がいのある子どもが、基本的な人権を享有^{きょうゆう}する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組めます。

施策	施策内容	関係課等
意思決定支援の推進	① 自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	長寿・障害福祉課
	② 知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な状態にある障がい者に対する成年後見制度の利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、制度の普及を図るための研修を行います。	長寿・障害福祉課

施策	施策内容	関係課等
相談支援体制の構築	① 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制整備を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	② 障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。	長寿・障害福祉課
	③ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、関係機関の連携の緊密化とあわせて地域の実情に応じた体制整備について協議会の設置やその運営の活性化を図り、協議を行うことで障がい者等への支援体制の整備を目指します。	長寿・障害福祉課
	④ 県発達障害者支援センター等と連携し、発達障がい児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による協議会で地域の課題等を協議し、地域生活支援体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 商工観光課 学校教育課
	⑤ 高次脳機能障がい児・者（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）への支援について、ライフステージに応じた専門的な相談支援や県及び市が障がい者等への支援体制の整備を図るために設置する地域自立支援協議会をはじめとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑥ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センター、医療機関等との連携により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑦ 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。	長寿・障害福祉課

施策	施策内容	関係課等
相談支援体制の構築	⑧ 各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の整備を目指します。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課
	⑨ 家族と暮らす障がい者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
地域移行支援、在宅サービス等の充実	① 障がい者が基本的 ^{きょうゆう} 人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所並びに日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。	長寿・障害福祉課
	② 常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を進めます。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。	長寿・障害福祉課
	④ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに地域活動支援センターの機能の充実を図ります。	長寿・障害福祉課
	⑤ 地域生活の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。	長寿・障害福祉課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
地域移行支援、在宅サービス等の充実	⑥ 障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進し、また、障がい者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑦ 障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障がい者の地域生活への移行を目指します。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑧ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	長寿・障害福祉課 健康増進課 社会福祉課 企画政策課 地域政策課 社会福祉協議会

施策	施策内容	関係課等
障がいのある子どもに対する支援の充実	① 障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象となっていることを周知するなど必要な支援を行います。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	② 障がい児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障がい児の保育所での受入れを進めます。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 健康増進課
	③ 障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課 教育総務課

施策	施策内容	関係課等
障がいのある子どもに対する支援の充実	④ 障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所、一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供するほか、医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 健康増進課
	⑤ 障がい児の支援に係る情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児に対する、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑥ 児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関として役割を担うための体制整備を図ります。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 学校教育課

施策	施策内容	関係課等
障害福祉サービスの質の向上等	① 障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がい者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。	長寿・障害福祉課
	② 始良市障がい福祉計画の策定及び管理に当たっては、国の基本指針を参考に、本市の実情を踏まえながら、障害福祉サービス等を提供するための体制について検討し、計画的に取り組みます。	
	③ 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、国及び県との連携のもと適切な支給決定を行います。	長寿・障害福祉課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
福祉用具の利用支援	① 補装具の購入費又は修理費の給付や日常生活用具の給付等を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を進めます。	長寿・障害福祉課
	② 相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談支援の推進を図ります。	長寿・障害福祉課
	③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する障がい者が施設等を円滑に利用できるようにするための広報・啓発に努めます。	長寿・障害福祉課

施策	施策内容	関係課等
障害福祉を支える人材の確保	① 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、確保に努めます。	長寿・障害福祉課 総務課
	② 「介護の日」などの行事の際に事業所の紹介ができるブースを設定するなど、サービス提供事業所における人材確保の協力を努めます。	長寿・障害福祉課



2 保健・医療の推進

【基本的考え方】

障がい者が身近な地域において、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図ります。

さらに、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、地域への円滑な以降・定着が進むよう退院後の支援に関する取組を行います。

施策	施策内容	関係課等
精神保健・医療の適切な提供等	① 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、各種サービスの充実や相談支援の提供体制の整備を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課 社会福祉課 社会福祉協議会
	② 学校、職場及び地域における心の健康に関する相談等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課 学校教育課 商工観光課
	③ 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	④ 精神疾患について、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供を進めます。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑤ 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援を行います。	長寿・障害福祉課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
保健・医療の充実等	① 高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	② 自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成等を行います。	長寿・障害福祉課 子ども政策課 社会福祉課
	③ 早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した医療相談及び心理支援を行います。また、障がい者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行います。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	④ 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	⑤ 定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めます。	長寿・障害福祉課 健康増進課



施策	施策内容	関係課等
難病に関する保健・医療の推進	① 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことで、安定した療養生活を確保し、難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課
	② 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	長寿・障害福祉課 保険年金課
	③ 難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を行います。	長寿・障害福祉課 健康増進課 社会福祉課 企画政策課 地域政策課 社会福祉協議会
	④ 幼少期からの慢性疾病罹患等のため、学校生活での教育や社会性の涵養 <small>かんよう</small> に遅れが見られる場合は、該当児童生徒の実情に応じた相談支援等の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	⑤ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
障害の原因となる疾病等の予防・治療	① 妊婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。	健康増進課 総務課
	② 糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養及び飲酒、喫煙並びに歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。	健康増進課 保険年金課
	③ 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。	長寿・障害福祉課 健康増進課 子ども政策課



3 教育の振興

【基本的な考え方】

市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を進めます。

また、高等教育における障がい学生に対する支援や、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がい学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

さらに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢や能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

施策	施策内容	関係課等
インクルーシブ教育システムの構築	① 障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努め、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級指導、特別支援学級といった多様な学びの場の整備や特別支援学校との連携を推進します。	学校教育課
	② 小・中学校における通級指導担当教員の定数が基礎定数化されたことや、通級指導がより一層普及するよう努めるとともに、高等学校においても通級による指導が行えるようになったことを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努めます。	学校教育課
	③ 障がいのある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を行います。また医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。	学校教育課

施策	施策内容	関係課等
インクルーシブ教育システムの構築	④ 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知していきます。	学校教育課
	⑤ 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう努めます。	学校教育課
	⑥ 発達障害などを早期に発見し、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、就学時健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	⑦ 障がい児が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報についてその取扱いに留意しながら「始すくファイル（始良すくすくファイル）」を活用し、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等の各関係機関との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
	⑧ 福祉、労働等の関係機関との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 子育て支援課 子ども政策課 健康増進課 学校教育課

施策	施策内容	関係課等
教育環境の整備	① 特別支援学級を指導する教員に対して免許状保有率の向上などを含め、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上に努めさせるとともに、全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	学校教育課
	② 特別支援学校との連携を図り、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。	学校教育課
	③ 情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材や支援機器の活用を促進します。	学校教育課
	④ 学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進します。	教育総務課 学校教育課 建築住宅課

施策	施策内容	関係課等
多様な生涯学習を通じた充実	① 障がい者の生きがいづくりや社会参加に向け、障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供し充実させます。	社会教育課 保健体育課

4 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的考え方】

全ての障がい者が芸術及び文化活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進します。

また、レクリエーション活動を通じて、体力の増進や交流、余暇の充実等を図ります。さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

施策	施策内容	関係課等
文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備	① 特別支援学校において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演や芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等に障がいのある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課
	② 障がい者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、文化芸術活動に対する支援や、芸術作品の展示等の推進を図ります。	長寿・障害福祉課 社会教育課
	③ 市における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障がい者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。	長寿・障害福祉課 社会教育課
	④ 全ての障がい者が芸術及び文化活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、芸術・文化祭を開催し、文化芸術活動の普及を図ります。また、民間の障害福祉関係団体が行う文化芸術活動等に関する取組を支援します。	長寿・障害福祉課 社会教育課

施策	施策内容	関係課等
文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備	⑤ 障害福祉関係団体が自主的に主催する各種レクリエーション教室や大会・運動会などが、障がい者等の体力増進、交流、余暇等に資する活動となるようにするために、必要な支援を行います。	長寿・障害福祉課 保健体育課 健康増進課

施策	施策内容	関係課等
スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツに係る取組の推進	① 障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、ニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。	長寿・障害福祉課 保健体育課 健康増進課 建築住宅課
	② 障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。	長寿・障害福祉課 保健体育課
	③ 2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典が開催されることから、地域の共生社会の拠点づくりを推進します。 また、同年10月に本県で開催される第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に向けた機運の醸成に努めます。	長寿・障害福祉課 保健体育課 社会教育課 学校教育課 健康増進課

5 雇用・就業，経済的自立の支援

【基本的考え方】

障がい者が地域で質の高い自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人には多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の底上げにより工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、年金及び諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

施策	施策内容	関係課等
総合的な就労支援	① 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークやあいらいさ障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。	長寿・障害福祉課 学校教育課 商工観光課 社会福祉協議会
	② 障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用※の推進等の取組を通じて、事業主の理解の促進を図ります。	長寿・障害福祉課 学校教育課 商工観光課
	③ 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、企業に対する支援を行います。併せて、そのノウハウの提供等に努めます。	長寿・障害福祉課 商工観光課
	④ あいらいさ障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者に対する就職に向けての準備支援を行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等を行います。	長寿・障害福祉課 商工観光課

※ トライアル雇用 「トライアル雇用」とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある方などが、常用雇用への移行を前提として、原則3カ月間その企業で試行雇用として働いてみる制度です。

施策	施策内容	関係課等
総合的な就労支援	⑤ 障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である、あいらいさ障害者就業・生活支援センターの機能の充実を図り、障がい者に対し就業面、生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関と連携しながら、継続的な職場定着支援を実施します。	長寿・障害福祉課 商工観光課 学校教育課
	⑥ 障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や市民の理解を高めるための啓発に努めます。	長寿・障害福祉課 商工観光課
	⑦ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。	長寿・障害福祉課 商工観光課

施策	施策内容	関係課等
経済的自立の支援	① 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策、年金・諸手当の給付及び各種の優遇措置並びに生活困窮者自立支援制度に関する情報提供を行うことにより、経済的自立を支援します。	長寿・障害福祉課 商工観光課 保険年金課 社会福祉課 社会福祉協議会
	② 市が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえ、障がいのある利用者に対し、使用料等に対する減免等を行います。	長寿・障害福祉課 財政課

施策	施策内容	関係課等
障害者雇用の促進	① 障害者雇用率制度を中心に、引き続き障害者雇用の促進を図ります。	長寿・障害福祉課 総務課
	② 障害者雇用ゼロ企業をはじめ、法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。	長寿・障害福祉課 商工観光課
	③ ハローワークにおいて、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行います。	長寿・障害福祉課 商工観光課 男女共同参画課

施策	施策内容	関係課等
及び障害多様な就業機会就労の確実な支援	① 精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じます。	長寿・障害福祉課 総務課
	② 障害者優先調達推進法に基づき、本市における調達方針を策定し、本市が行う様々な調達内容を整理し、その中で障害者就労支援施設への調達が可能なものの優先購入（調達）を推進します。また、市が入札参加資格審査申請登録事業者等に対して委託をしている業務内容で、障がい者ができる業務がある場合、それを周知できる仕組づくりについて協議してまいります。更に当該施設が提供している物品、サービス等についても市から情報発信できるように努めます。	長寿・障害福祉課

施策	施策内容	関係課等
福祉的就労の底上げ	① 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。そのための取組として、「介護の日」「福祉まつり」等の各種イベントにおいて就労継続支援事業所の参加促進を図ります。	長寿・障害福祉課 商工観光課 社会福祉課 社会福祉協議会

6 安全・安心な生活環境の整備

【基本的考え方】

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、生活しやすい住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

施策	施策内容	関係課等
住宅の確保	① 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅の共用部分のバリアフリー化改修に継続して取り組み、単身入居を可能とするための取組を進めていきます。	建築住宅課
	② 新たなセーフティネット制度（民間賃貸住宅の空室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等）が創設されたことから、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。	建築住宅課 地域政策課
	③ 障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。	長寿・障害福祉課 建築住宅課
	④ 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実や地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組と併せて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。	長寿・障害福祉課 健康増進課 社会福祉課 企画政策課 地域政策課 社会福祉協議会

施策	施策内容	関係課等
住宅の確保	⑤ 障がい者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。	長寿・障害福祉課 危機管理課 健康増進課 社会福祉課 警防課

施策	施策内容	関係課等
移動しやすい環境の整備等	① 本市全体の公共交通の再編により運行事業者の業績改善を図ることで、障がい者の利用に配慮した車両の整備や導入に繋げ、駅やバス停等の段差解消をはじめとした、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域政策課 企画政策課 社会福祉課
	② 公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。	地域政策課 企画政策課
	③ 交通事業者等における障がい者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進します。	長寿・障害福祉課 地域政策課
	④ 障がい者に対し個別的な輸送を提供するため、市の福祉有償運送に係る事業の普及促進を図ります。	地域政策課 社会福祉課



施策	施策内容	関係課等
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	① バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や主として高齢者、障がい者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、同法に基づく本市条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、実情を踏まえ、バリアフリー化を促進します。	土木課 都市計画課 建築住宅課
	② 窓口業務を行う庁舎については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保や既存施設の改修など、公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組みます。	土木課 都市計画課 行政管理課 財政課 建築住宅課
	③ 公園等をはじめとした公共施設の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等に継続して取り組みます。	土木課 都市計画課 建築住宅課
	④ 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障がい者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者等配慮設計に関する標準化を推進します。	企画政策課



施策	施策内容	関係課等
障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	① 福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。	土木課 都市計画課 建築住宅課
	② バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の3改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等について、継続して取り組みます。	土木課 都市計画課 建築住宅課
	③ バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、見やすく、分かりやすい道路標識等の整備を推進します。	都市計画課 土木課
	④ 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。	企画政策課 都市計画課 建築住宅課 土木課
	⑤ 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス※設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。	企画政策課 都市計画課 土木課

※ 物理的デバイス：「ハンプ」「狭さく」「シケイン」といった、自動車の通行部分の幅を物理的に狭くしたり、車両の通行部分の線形をジグザグにしたり蛇行させたりして、車の走行速度を低減させる道路構造。

7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができ、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

施策	施策内容	関係課等
情報通信におけるアクセシビリティの向上	① 障がい者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保並びに向上・普及を図るため、障がい者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、提供を促進します。	長寿・障害福祉課 秘書広報課
	② 情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、実施します。	長寿・障害福祉課 秘書広報課
	③ 障がい者に対するIT（情報通信技術）相談等を実施する障がい者ITサポートセンターの設置の促進等により、情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。	企画政策課 情報政策課

施策	施策内容	関係課等
情報充実等の	① 聴覚障がい者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を促進します。	長寿・障害福祉課 図書館事務局

施策	施策内容	関係課等
意思疎通支援の充実	① 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣、設置による支援を行うとともに、手話通訳者養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。	長寿・障害福祉課
	② 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して日常生活用具の給付を行います。	長寿・障害福祉課
	③ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。	長寿・障害福祉課
	④ 手話通訳者を本庁長寿・障害福祉課に常駐配属します。	長寿・障害福祉課

施策	施策内容	関係課等
行政情報のアクセシビリティの向上	① 市民の利用のしやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	長寿・障害福祉課 秘書広報課
	② 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。	長寿・障害福祉課 秘書広報課 危機管理課
	③ 障害福祉施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。	長寿・障害福祉課 秘書広報課 危機管理課

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施策を図ります。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

施策	施策内容	関係課等
権利擁護の推進、虐待の防止	① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組めます。	長寿・障害福祉課 健康増進課 男女共同参画課 子ども政策課
	② 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	長寿・障害福祉課
	③ 当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課
	④ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課

施策	施策内容	関係課等
障害を理由とする差別の解消の推進	<p>① 障害者差別解消法の基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう普及啓発を図ります。</p>	長寿・障害福祉課
	<p>② 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮します。</p>	長寿・障害福祉課 企画政策課 都市計画課 建築住宅課 土木課
	<p>③ 地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、県とも連携しつつ、市における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行います。</p>	長寿・障害福祉課
	<p>④ 障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い市民の理解を深めるため、各種の広報・啓発活動を展開します。</p>	長寿・障害福祉課 男女共同参画課
	<p>⑤ 鹿児島労働局及びハローワークから、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行います。</p>	長寿・障害福祉課 男女共同参画課 商工観光課
	<p>⑥ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進めます。</p>	長寿・障害福祉課 男女共同参画課 健康増進課

9 防災、防犯等の推進

【基本的考え方】

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

施策	施策内容	関係課等
防災対策の推進	① 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練を実施します。	長寿・障害福祉課 危機管理課 土木課 健康増進課
	② 障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等を行い、災害に強い地域づくりに努めます。	長寿・障害福祉課 危機管理課 社会福祉課
	③ 自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に行います。	長寿・障害福祉課 危機管理課 社会福祉課
	④ 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、住民、自主防災組織、民生委員、介護・障害福祉サービス事業者等と連携を図り本市における必要な体制整備に努めます。	長寿・障害福祉課 危機管理課 社会福祉課 健康増進課 子育て支援課 警防課
	⑤ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、始良市民間社会福祉事業所連絡会との連携を密にし、本市における必要な体制の整備に努めます。	危機管理課 財政課 建築住宅課
	⑥ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。	長寿・障害福祉課 危機管理課 社会福祉課 健康増進課 保険年金課

施策	施策内容	関係課等
防災対策の推進	⑦ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、通信指令システム登録の普及を進めます。	長寿・障害福祉課 危機管理課 秘書広報課 警防課

施策	施策内容	関係課等
復興の推進	① 地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障がい者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行います。	長寿・障害福祉課 危機管理課 健康増進課 地域政策課
	② 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障がい者に対する心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図ります。	長寿・障害福祉課 健康増進課 社会福祉課 社会福祉協議会
	③ 被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障がい者の就職支援を推進します。	長寿・障害福祉課 商工観光課 社会福祉課 農政課 社会福祉協議会

施策	施策内容	関係課等
防犯対策の推進	① ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速かつ的確な対応を行います。	危機管理課 秘書広報課 警防課
	② 警察職員に対し、障害及び障がい者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組みます。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課
	③ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課
	④ 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課

施策	施策内容	関係課等
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	① 消費者トラブルの防止及び消費者としての利益の擁護に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者及び障がい者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、被害の防止に努めます。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課
	② 障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携により、障がい者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置に努めます。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課 社会福祉協議会
	③ 市消費生活センター等における障がい者の状況に合わせた消費者相談の受付や相談員等の障がい者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。	長寿・障害福祉課 男女共同参画課



10 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

施策	施策内容	関係課等
行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	① 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を行います。	長寿・障害福祉課 行政管理課
	② 市職員等に対する障がい者に対する理解を促進するため、外見からは分かりにくい障害の特性、求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	長寿・障害福祉課 総務課
	③ 行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな支援技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。	長寿・障害福祉課 秘書広報課

施策	施策内容	関係課等
選挙配慮等における	① 郵便等や指定病院等における不在者投票など、選挙の公正で適切な実施や障がい者の投票の機会の確保に努めます。また、障がい者自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等に取り組めます。	選挙管理委員会 事務局

第 3 部 第 5 期始良市障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

国においては、それらも含め、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとした障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本理念として掲げています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の障がい者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

(3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障がい者等に対する支援等を進めるために、

「地域生活への移行」

「親元からの自立等に係る相談」

「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」

「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」

「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能」

が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。そのため、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

ア 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

イ 地域の実情に応じた、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

ウ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する医療的ケア児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を目指すとともに、県の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。さらに、障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市においては、以上の点を踏まえて、第4期から引き続き、障がい児及び障がい者の権利擁護を推進し、障害福祉サービスの充実を図ります。また、住み慣れた地域で、本人らしい生活ができるようにするために必要な地域包括ケアシステムの構築に欠かせない、地域共生社会の実現に向けた計画を推進していきます。

障がい児の支援では、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組めます。さらに今後は、保育所等訪問支援事業が普及することによる保育所や教育現場における障がい児への支援内容の充実、新規の事業である医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指します。

2 第5期計画の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

区分	数値	数値内容
平成28年度末時点の施設入所者数	109	平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数
地域生活移行者数	【目標値】 10	平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数
削減見込	【目標値】 3	平成28年度末時点と比較した平成32年度末時点施設入所者数の削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

精神疾患は身近な病気であることから、疾患や障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりが必要になります。

そのため、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するべく、「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」の設置について検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築に伴い、1年以上長期入院患者のうち一定数の患者を地域生活への移行を目指します。

項目	数値	数値内容
平成32年度末時点の精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数	1	平成32年度末時点までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を整備
平成32年度末時点の65歳未満の地域生活移行者数	15	平成32年度末時点の地域における65歳未満の精神障がい者の地域生活移行者数
平成32年度末時点の65歳以上の地域生活移行者数	24	平成32年度末時点の地域における65歳以上の精神障がい者の地域生活移行者数

■ 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会とは

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成するものです。

資料元：厚生労働省 精神障害者の地域移行担当者等会議

(3) 地域生活支援拠点等の整備

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者とその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要です。

項目	数値	数値内容
平成32年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1	平成32年度末時点までに障がい者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも一つ整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行する人については、3人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

■ 一般就労移行者数

項目	数値	数値内容
平成28年度の一般就労移行者数	3人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成28年度に一般就労に移行した人数
目標年度の一般就労移行者数	【目標値】 5人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する人数

■ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	数値内容
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	16人	平成28年度末時点において就労支援移行事業を利用した人数
目標年度末時点の就労移行支援事業の利用者数の数	【目標値】 22人	平成32年度末時点において就労支援移行事業を利用する人数

■ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

項目	数値	数値内容
目標年度末時点の就労移行支援の事業所数	6	平成32年度末時点における就労移行支援の事業所の数
目標年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	3	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の数
目標年度の就労移行率が3割以上の事業所の割合	【目標値】 50%	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の全体に対する割合

■就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率【新規】

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは、より一層多様化かつ増大するものと考えられます。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス「就労定着支援事業」が新たに創設されます。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	-	80%	80%

(5) 障害児支援体制の整備【新規】

障がいのある子どもの成長と自立及びその保護者を支援する環境を整えるために、入学・卒業・就労といった子どものライフステージごとに、切れ目の無い適切な支援を提供します。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
児童発達支援センターの設置	1	1	平成32年度末時点におけるセンター数
保育所等訪問支援の体制整備	2	4	平成32年度末時点における実施事業所数
重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所 11事業所中 3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
	放課後等デイサービス事業所 10事業所中 3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	1	始良市地域自立支援協議会子ども部会

第2章 障害福祉サービスの見込（活動指標）と確保方策

1 本項目の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成32年度末における数値目標を設定します。その数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成30年度から32年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的としています。

(1) 計画相談支援

計画相談支援では、相談支援専門員が、障がい者の自立した生活を支援するための障害福祉サービス等の利用に係る計画の作成、見直しなどを行います。

計画相談支援の利用者が増え続ける中で、障害福祉制度の要である相談支援専門員の専門職としての知識と技術、そして専門職としての質の維持向上を図るために、基幹相談支援センターを設置し、研修の実施、スーパービジョン等の後方支援を充実させます。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績（見込）
計画相談支援（人）	129	92	136	98	143	101

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援（人）	116	133	153

(2) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。この既存の5つのサービスには、障がい者が在宅で自立した生活を送るために、専門的かつ個別的な援助技術が求められます。その上で、サービス提供事業所の確保及び65歳に到達しても、介護保険制度におけるサービス利用へ円滑に移行することができるようにするために、共生型訪問介護の整備に向けた検討を進めていきます。

(ア) 居宅介護

障がいのある人が居宅において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けられるサービスです。

(ウ) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

(エ) 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

(オ) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人がサービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にもかかわらず、一定額を払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

◆実績

訪問系サービスにおける平成29年度（見込）の利用者数と利用延時間数の実績は、居宅介護が70人／月、1,032時間／月、重度訪問介護が5人／月、2,043時間／月、行動援護が2人／月、45時間／月、同行援護が8人／月、87時間／月となっており、利用者数は同行援護を除き、計画値を下回っています。重度訪問介護においては、利用者数は計画値を下回っているものの、利用延時間数の実績は計画の約2倍となっています。

◆ 第4期計画の訪問系サービスの計画と実績

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	
利用者数(人)		81	85	88	88	96	85	
利用延時間数(時間/月)		2,119	2,598	2,181	2,642	2,243	3,120	
内 訳	① 在宅介護	利用者数(人)	68	70	73	72	78	70
		利用延時間数(時間/月)	1,029	824	1,057	842	1,084	1,032
	② 重度訪問介護	利用者数(人)	6	7	7	7	8	5
		利用延時間数(時間/月)	1,007	1,684	1,023	1,687	1,040	2,043
	③ 行動援護	利用者数(人)	2	1	2	2	3	2
		利用延時間数(時間/月)	4	3	5	18	6	45
	④ 同行援護	利用者数(人)	5	7	6	7	7	8
		利用延時間数(時間/月)	79	87	96	95	113	87
	⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
		利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0

◆ 第5期計画見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数(人)		91	98	106	
利用延時間数(時間/月)		3,524	4,072	4,731	
内 訳	① 在宅介護	利用者数(人)	73	76	79
		利用延時間数(時間/月)	1,096	1,164	1,236
	② 重度訪問介護	利用者数(人)	6	7	8
		利用延時間数(時間/月)	2,188	2,592	3,064
	③ 行動援護	利用者数(人)	3	4	5
		利用延時間数(時間/月)	150	225	338
	④ 同行援護	利用者数(人)	9	11	13
		利用延時間数(時間/月)	89	91	93
	⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
		利用延時間数(時間/月)	0	0	0

(3) 日中活動系サービス

通所系サービスとは、次の8つのサービスをいいます。この既存の9つのサービスでは、機能訓練や就労のための支援等、障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするための様々な支援が実施されています。

今後は、生活介護や短期入所を利用している障がい者が、65歳に到達しても介護保険制度におけるサービス利用へ円滑に移行することができるようにするために、共生型通所介護、共生型短期入所の整備に向けた検討を進め、就労系サービスにおいては、障害者優先調達推進法に基づいた本市における調達方針の策定、市が主催する様々なイベントへの参加を促進する等の方策により、サービス提供事業所の確保を図っていきます。

(ア) 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

(イ) 自立訓練（生活訓練・生活訓練）

自立訓練は、病院や施設を退院・退所した障がいのある人や特別支援学校を卒業した人に対し、身体的リハビリテーション、社会的リハビリテーションを提供することで、地域生活を営む上で身体機能及び生活能力の維持・向上等を図るためのサービスです。

(ウ) 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

(エ) 就労継続支援A型

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(オ) 就労継続支援B型

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(カ) 就労定着支援【新規】

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(キ) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。

(ク) 短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

◆ 第4期計画と実績

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
生活介護	利用者数(人)	208	198	216	201	223	181
	利用延日数(日/月)	3,695	3,774	3,775	3,524	3,844	3,599
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	2	4	3	3	3	1
	利用延日数(日/月)	24	39	26	34	28	14
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	21	4	22	3	23	3
	利用延日数(日/月)	390	126	408	38	427	9
就労移行支援	利用者数(人)	34	15	39	16	45	16
	利用延日数(日/月)	639	282	714	313	804	297
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	30	58	35	74	40	79
	利用延日数(日/月)	450	1,238	525	1,532	600	1,480
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	136	179	148	194	160	188
	利用延日数(日/月)	2,385	3,123	2,580	3,492	2,775	3,073
療養介護	利用者数(人)	32	29	33	28	34	27
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	33	26	37	30	41	31
	利用延日数(日/月)	146	215	151	176	156	171
短期入所 (医療型)	利用者数(人)		1		3		4
	利用延日数(日/月)		6		19		21
共同生活援助	グループホーム利用者(人)	64	69	69	73	72	74
施設入所支援	利用者数(人)	114	111	112	109	110	109

◆ 第5期計画見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数(人)	188	195	202
	利用延日数(日/月)	3,718	3,841	3,968
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数(日/月)	14	14	14
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	3	3	3
	利用延日数(日/月)	14	14	14
就労移行支援	利用者数(人)	18	20	22
	利用延日数(日/月)	330	366	406
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	82	85	88
	利用延日数(日/月)	1,517	1,572	1,628
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	192	197	200
	利用延日数(日/月)	3,168	3,250	3,300
就労定着支援	利用者数(人)	15	20	25
療養介護	利用者数(人)	27	27	27
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	34	37	40
	利用延日数(日/月)	175	179	183
短期入所 (医療型)	利用者数(人)	8	10	12
	利用延日数(日/月)	56	70	84
共同生活援助	グループホーム利用者(人)	78	82	86
施設入所支援	利用者数(人)	108	107	106

(4) 居住系サービス

居住系サービスにおいては、障がい者が安心して地域で生活できるようにするために、グループホームの整備の普及を図るための方策を地域自立支援協議会において検討します。

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）では、障がい者が共同生活を行う住宅で主に夜間や休日を過ごし、平日の日中は日中活動系サービス等を利用しています。

また、重度の障がい者に対して常時の支援体制を確保することを基本とした「日中サービス支援型」のサービスを受けることもできます。

(イ) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。

◆ 第4期計画と実績

内訳	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績（見込）
共同生活援助	グループホーム利用者（人）	64	69	69	73	72	74
施設入所支援	利用者数（人）	114	111	112	109	110	109

◆ 第5期計画見込量

内訳	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	利用者数（人）	78	82	86
施設入所支援	利用者数（人）	108	107	106

(5) 地域相談支援等

地域相談支援、自立生活援助が充実したサービスとなるように、基幹相談支援センター、地域生活拠点の整備を図ります。

(ア) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談など、また地域定着支援は居宅等にて単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援をするサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
地域移行支援(人)	2	1	2	1	2	1
地域定着支援(人)	2	1	3	1	4	1

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援(人)	5	10	15
地域定着支援(人)	5	10	15

(イ) 自立生活援助【新規】

施設等を利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

◆ 第5期計画見込量

内訳	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	利用者数(人)	1	2	3

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

各事業を実施する事業所の確保と質の向上を図るために、始良市の実状に沿った地域生活支援事業を展開します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
広報活動・出前講座等の開催	3回	5回	7回

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者等と、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ピアサポート・社会活動支援	3回	5回	7回

(3) 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障がい児・者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の業務を行います。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
障がい者相談支援事業(か所)	9	8	10	8	11	8
基幹相談支援センター等機能強化事業(か所)	1	0	1	0	1	0
相談者数		858		1,345		1,400

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業(か所)	9	10	11
基幹相談支援センター等機能強化事業(か所)	1	1	1
相談者数	2,015	2,900	4,173

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
成年後見制度利用支援事業(人)	1	1	1	1	1	1

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業(人)	2	3	4

(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。併せて、要約筆記者や手話通訳者の設置に向けて取り組みます。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
手話通訳者派遣事業 利用者数 (人/年)	20	25	22	30	24	70
要約筆記者派遣事業 利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	5
手話通訳者配置 (人/年)	0	0	0	0	0	1

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業 利用者数 (人/年)	75	80	85
要約筆記者派遣事業 利用者数 (人/年)	5	5	5
手話通訳者配置 (人/年)	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい児・者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がい児・者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に使用するいすなど利用者及び介助者が用意に使用でき、実用性のあるものです。

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい児・者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が用意に使用でき、実用性のあるものです。

(ウ) 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい児・者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

(エ) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい児・者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

(オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がい児・者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

(カ) 居宅生活動作補助用具

在宅で生活している身体に障がいがある方に対し、在宅生活が円滑に行えるように、段差の解消やスロープの取付け等の住宅改修を行う制度です。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
①介護・訓練支給用具 (件/年)	7	13	9	7	11	9
②自立生活支援用具 (件/年)	18	16	20	13	22	14
③在宅療養等支援用具 (件/年)	20	18	22	15	25	18
④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	25	24	30	21	35	22
⑤排泄管理支援用具 (件/年)	2,300	2,300	2,350	2,484	2,400	2,558
⑥居宅生活動作補助用具 (件/年)	15	5	20	3	25	6

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護・訓練支給用具 (件/年)	13	17	22
②自立生活支援用具 (件/年)	16	17	18
③在宅療養等支援用具 (件/年)	16	19	23
④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	24	25	26
⑤排泄管理支援用具 (件/年)	2,640	2,719	2,801
⑥居宅生活動作補助用具 (件/年)	7	8	9

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
移動支援事業 (か所)	15	17	15	17	15	19
〃 (人/年)	180	91	190	117	200	112
〃 (時間/年)	1,800	938	1,900	1,032	2,000	900

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業 (か所)	20	20	20
〃 (人/年)	115	115	115
〃 (時間/年)	925	950	1,000

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター機能の充実強化を支援します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
①基礎的事業 (か所)	9	11	9	11	9	11
〃 (人/年)	415	367	430	391	430	400
②機能強化事業Ⅰ型 (か所)	1	1	1	1	1	1

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①基礎的事業 (か所)	11	11	11
〃 (人/年)	425	451	479
②機能強化事業Ⅰ型 (か所)	1	1	1

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、施設への委託により事業を実施します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
日中一時支援事業 (か所)	24	23	25	25	25	25
〃 (人/年)	830	723	875	761	920	770
〃 (日/年)		3,609		3,668		3,800

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業 (か所)	25	25	25
〃 (人/年)	800	825	850
〃 (日/年)	4,000	4,025	4,050

(2) 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴介助やデイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がい者に対して、看護師やヘルパーとともに移動入浴車を派遣して入浴介助を行います。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
訪問入浴サービス事業 (か所)	1	1	1	1	1	1
(人/年)	138	95	151	89	165	96

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業 (か所)	1	1	1
(人/年)	100	100	100

(3) 自動車免許取得・自動車改造費助成事業

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者が運転免許を取得するために自動車教習所で訓練を受けたとき、技能教習費用の一部を助成します。また、身体障害者手帳の交付を受けた方で上肢・下肢・体幹機能のいずれかの障害を有し、本人が運転する自動車を改造する費用を助成します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
自動車免許取得・ 自動車改造費助成事業	5	10	6	3	7	4

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車免許取得・ 自動車改造費助成事業	4	4	4

(4) 更生訓練費給付事業

障がい者等の社会復帰の促進を図るため、就労移行支援や自立訓練を利用している方などに対し、更生訓練費を支給します。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
更生訓練費給付事業(人/年)	530	223	540	175	550	180

◆ 第5期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費給付事業(人/年)	150	150	150

第 4 部 第 1 期始良市障がい児福祉計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成 28 年 5 月児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある児童のニーズに対応するため、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られたところです。

本市においては、本計画と関連する「子ども子育て支援実施計画」において本市の基本的なビジョンを「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」と明確にしています。それを踏まえた上で、国の基本理念に基づき、次に掲げる点を総合的な障害児福祉計画の基本理念として掲げています。

(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援と体制の構築

障がいのある児童とその保護者が、ライフステージごとに最善の支援を身近な地域で受けられるよう、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムを利用した包容の推進

障がいのある児童が、地域の保育や教育等の支援を利用し成長できるよう、支援を通じて地域社会へ参加することによる地域包括ケアによる包容（インクルージョン）を推進します。

(3) 発達支援の質の向上と地域格差の是正

障がい児の障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）の充実と、どこに住んでいても等しく支援を受けられるよう地域格差の是正を図ります。

本市においては、以上の点を踏まえて、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組みます。さらに今後は、保育所等訪問支援事業が普及することによる保育所や教育現場における障がい児への支援体制の充実、新規の事業である医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指します。

2 第1期障がい児福祉計画の目標値の設定

障がい児支援の提供体制の整備

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市の子ども子育て支援計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの設置

本市には、児童発達支援センターとして「虹の家」があります。地域の障害児支援の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を推進します。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
児童発達支援センターの設置	1	1	平成32年度末時点におけるセンター数

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

平成29年度現在、本市に保育所等訪問支援事業所は2か所あり、利用者が増加する傾向にあります。障がい児が地域の保育や教育等の支援を利用しやすい環境を構築するために、本事業の整備に向けた取組を推進します。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
保育所等訪問支援の体制整備	2	4	平成32年度末時点における実施事業所数

(3) 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

主に重症心身障がい児の療育を行っている市内の事業所数は、児童発達支援事業所が3事業所、放課後等デイサービスが3事業所あります。（平成29年9月時点）今後、重症心身障がい児の支援を充実させるためにも事業所を確保するための施策を検討していきます。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
重症心身障害児を支援する事業所の確保	11事業所中3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
	放課後等デイサービス事業所 10事業所中3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

N I C U（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする子どもが全国的に増加しており、これらの児童に対しては、病院退院後は関係機関との連携のもと、障害福祉サービスに加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

本市には、平成28年8月時点で、11人の医療的ケアを必要とする子どもが生活しています。医療的ケア内容として、経管栄養、たん吸引のケアを必要としている子どもの数が最も多く、子どもや保護者を支援するための体制を整備するため、本市の地域自立支援協議会における「子ども部会」において、今後も継続して協議を重ねていきます。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	1	始良市地域自立支援協議会子ども部会

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障害児の受入れ

平成29年12月の地域における児童数の推移は、平成27年度には13,202人でしたが、平成29年度現在では13,458人（+256人）となっており、全体として増加傾向にあります。そのうち、子ども・子育て支援等を利用している障がい児は、平成29年度で128人となっており、支援の利用希望者数（待機者数）が9人となっています。

また、各支援サービスの利用者数は平成29年10月時点で「児童発達支援」が232人（待機者数4人）、「放課後デイサービス」が269人（待機者数16人）、「保育所等訪問支援」が8件となっています。

地域において子どもを保育するにあたって、児童が障害の有無にかかわらず、地域社会に参加し包括された環境の構築を推進するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等における障がい児の受入れ体制の整備を促進します。

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	136	78	101	131
認定こども園	77	59	65	72
放課後等児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	43	20	23	27
幼稚園	27	17	20	24

第2章 障がい児支援の見込（活動指標）と確保方策

障がい児支援

障害児通所支援の利用者数は増加傾向にあり、それに伴いサービスを提供する事業所も増加しています。そのため、障がい児を支援する事業所、保育、教育機関などが協働で障がい児とその保護者を支援することができるようにするための保育所等訪問支援の充実を図るための施策を実施していきます。また、医療的ケア児及び重症心身障がい児とその保護者が安心した生活を送ることができるようにするために、受入が可能な事業所を確保するための方策の検討を進めます。

(1) 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績（見込）
利用児数（人）	71	120	83	201	97	215
利用延日数（日）	511	842	597	1,103	698	1,218

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数（人）	310	329	349
利用延日数（日）	1,542	1,702	1,879

(イ) 医療型児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童のうち、肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理課での支援が必要と認められた児童を対象に支援及び治療を行うサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数(人)	0	2	3
利用延日数(日)	0	30	45

(ウ) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
利用児数(人)	94	183	103	231	113	257
利用延日数(日)	839	1,459	919	1,758	1,008	1,956

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数(人)	390	434	483
利用延日数(日)	2,206	2,455	2,732

(エ) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用児数 (人)	5	1	6	0	7	7
利用延日数 (日)	24	1	36	0	48	14

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数 (人)	8	10	15
利用延日数 (日)	16	20	30

(2) 障害児相談支援

障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

◆ 第4期計画と実績

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
利用児数 (人)	33	35	41	54	50	75

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数 (人)	114	127	141

(3) 居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障害のため外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等（手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等）の発達支援を行うサービスです。

◆ 第1期計画見込量

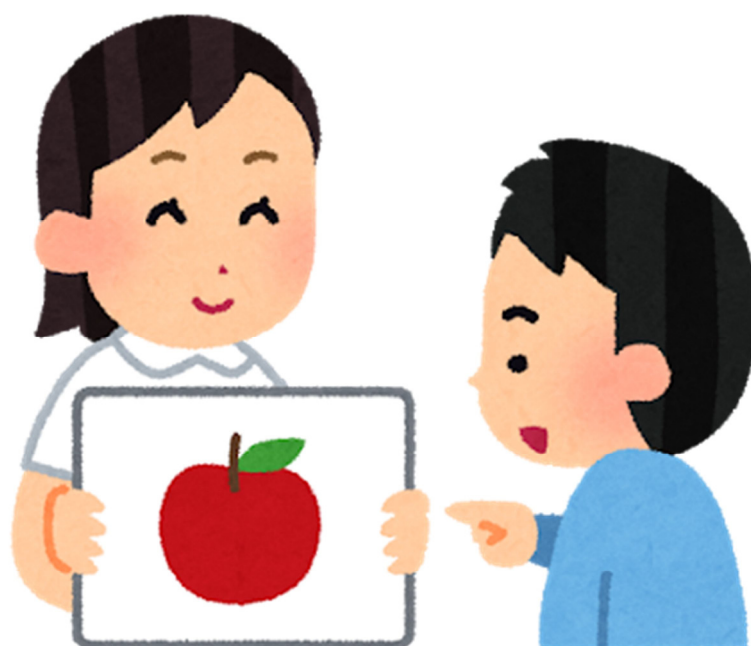
区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用児数（人）	2	3	4

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】

在宅重症心身障がい児を支援するために、重症心身障害児者支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と関係機関との連携や重症心身障がい児などのためのサービス等利用計画作成について具体的手法を提案するコーディネーターを配置します。

◆ 第1期計画見込量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーターの配置人数（人）	0	1	1



第 5 部 計画の進行管理

1 計画の推進体制

1 市民参加による計画の推進

障害福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには様々な団体や組織、さらに市民の参加が不可欠です。

本計画の目標達成に向けて、市の実情に即したより効果的な施策の展開を図るため、市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関そして市の理解と協力により、地域ぐるみで計画の推進に努めます。

2 障がい者自身等の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

3 庁内推進体制の充実

障害福祉施策は、様々な分野にまたがるため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障害福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

4 国・県との連携

障がいのある人及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

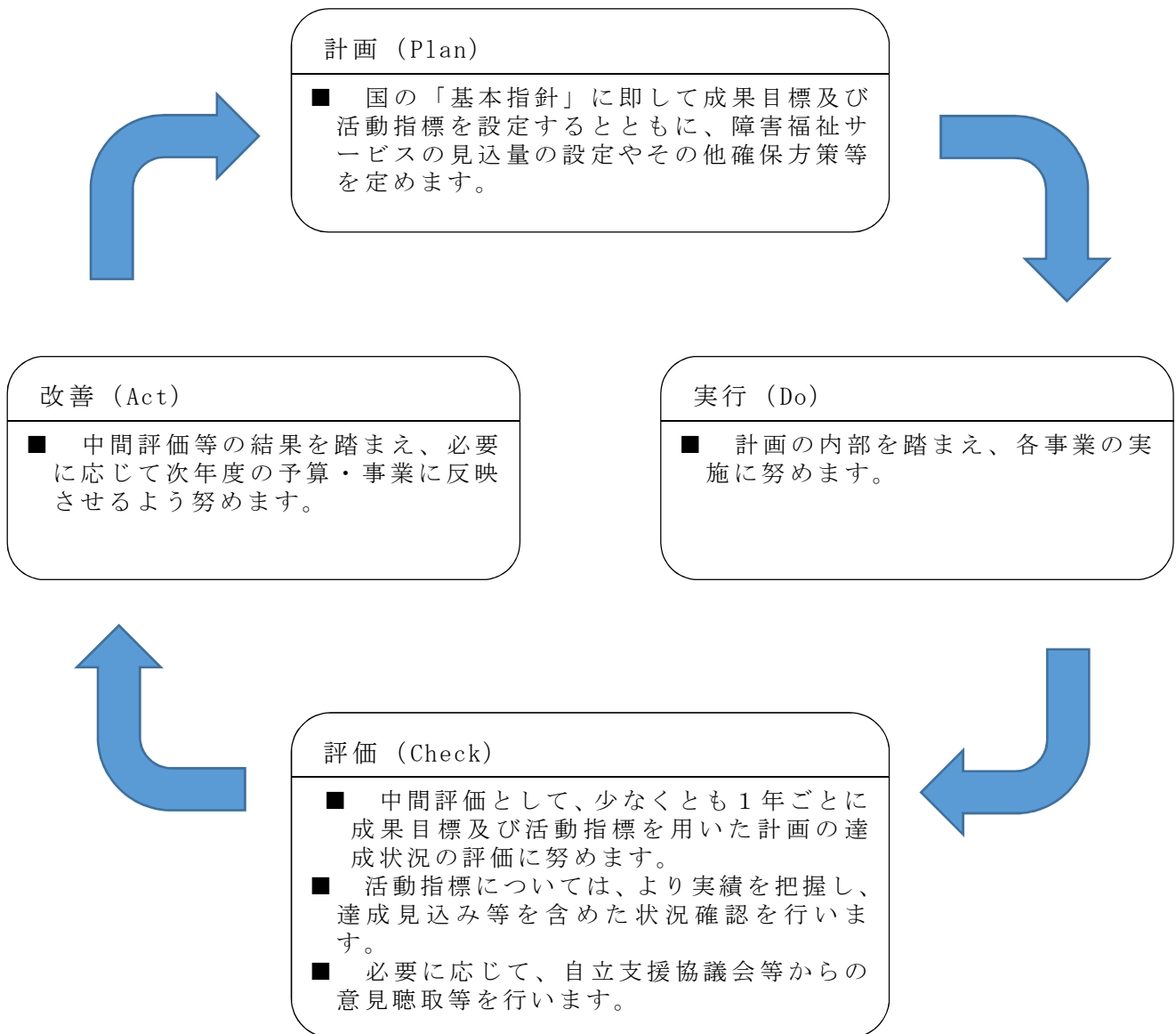
5 計画の評価・管理

(1) 計画の評価

各計画は、PDCAサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直し、その他の必要な措置を講じます。

各計画において、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

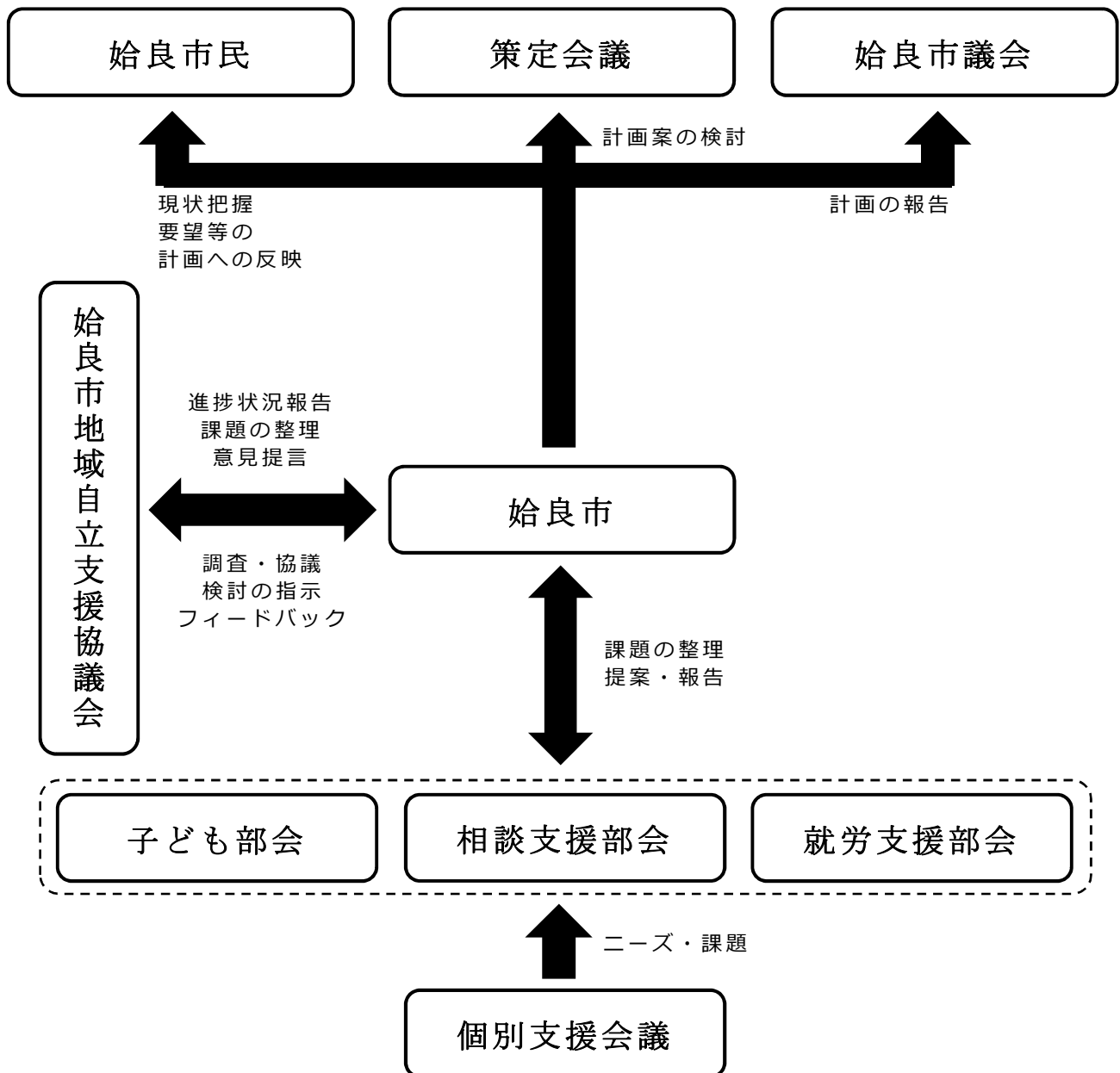
■ 各計画におけるP D C Aサイクルのプロセス



(2) 計画の進行管理

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者の意見を反映させるため、障がい者やその家族・民生委員・関係機関や関係団体等をメンバーとする「始良市地域自立支援協議会」を充実することとします。

同協議会は、主に障害福祉施策の推進に関する助言を行います。市はP D C A サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況などについて点検、評価を行い、個別の施策にあたっては同協議会に意見を求め、反映させるように努めます。



資料編

資料1 始良市地域自立支援協議会要綱

始良市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- (2) 障害者の相談支援事業に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 障害者計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 地域自治組織の代表者
- (4) 障害者福祉サービス事業所の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 保健、医療機関の関係者
- (8) 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、会長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料2 協議会委員名簿

No	委員構成	氏名	役職	
1	障害者関係団体の 代表者	竹田正利	始良市身体障害者協議会	会長
2		長尾文磨	始良市手をつなぐ育成会	会長
3	民生委員、児童委員の 代表者	徳永聡子	始良市民生委員・児童委員協議会 連合会	会長
4	地域自治組織の 代表者	野口治将	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会長
5	障害者福祉サービス 事業所の代表者	羽月幹男	障害福祉サービス事務所セルフ始良	施設長
6		樋之口亮	地域生活支援事業所アシスト	施設長
7		山口格	障害者支援施設喜びの里	施設長
8		山之内浩子	サン・ヴィレッジ始良	施設長
9	関係行政機関の職員	吹留良一	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	課長
10		深浦卓二	始良市社会福祉協議会	会長
11	学識経験を有する者	養毛良助	鹿児島国際大学大学院・福祉社会学部	教授
12	保健、医療機関の 関係者	折田叶子	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部健康企画課	技術補佐兼 係長
13		山畑良蔵	県立始良病院	院長
14	教育、雇用及び 就労に関する 機関の関係者	坂上茂	県立加治木養護学校	校長
15		小林俊一郎	始良市教育委員会学校教育課	教育部次長 兼課長
16		大村貢	あいらいさ障害者就業・生活支援 センター	所長
17		上野満亮	国分公共職業安定所	総括職業 指導官
18	障害者及び障害児の 発達及び療育に 関する機関の関係者	久保良昭	児童発達支援センター虹の家	施設長
19		大友良治	障害者支援施設さちかぜ	施設長

第2次始良市障がい者計画
第5期始良市障がい福祉計画
第1期始良市障がい児福祉計画

発行日 平成30年3月

発行 鹿児島県 始良市

編集 始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課

〒899-5492

鹿児島県始良市宮島町25番地

TEL0995-66-3111 FAX0995-65-6964